

平成22年 第3回 築上町議会定例会会議録(第3日)

平成22年9月16日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成22年9月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番 田原 宗憲君	3番 首藤萬壽美君
4番 塩田 文男君	5番 工藤 久司君
6番 塩田 昌生君	7番 成吉 暲奎君
8番 吉元 成一君	9番 西畑イツミ君
11番 有永 義正君	13番 田原 親君
14番 信田 博見君	15番 宮下 久雄君
17番 武道 修司君	18番 平野 力範君
19番 中島 英夫君	20番 繁永 隆治君

欠席議員(3名)

2番 丸山 年弘君	10番 西口 周治君
12番 田村 兼光君	

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君	書記 則松 美穂君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
会計管理者兼会計課長 畦津 篤子君
総務課長 吉留 正敏君 教育長 神 宗紀君
財政課長 則行 一松君 企画振興課長 渡邊 義治君
人権課長 松田 洋一君 住民課長 福田みどり君
税務課長 田村 一美君 福祉課長 中野 誠一君
建設課長 田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長 久保 和明君
上水道課長 中嶋 澄廣君 下水道課長 久保 澄雄君
総合管理課長 吉田 一三君 商工課長 石川 武巳君
環境課長 永野 隆信君 学校教育課長 田中 哲君
生涯学習課長 田原 泰之君 監査事務局長 川崎 道雄君
清掃センター長 田村 修乃君

質問者	質問事項	質問の要旨
首藤萬壽美	1. 防災無線受信機の普及率は？	世帯数に合わせて設置されているか。 新しく建設されたアパートや個人住宅への設置は出来ているか。
	2. 町を元気にする姿勢や考え方は	町の活性化の一端として行政が為すべきことはないか。
平野 力範	1. 入札制度について	一般競走入札の拡大について 指名競争入札における問題点を問う。
	2. 政治倫理条例について	この条例を作った側である執行部は本当に条例を遵守する気があるのか。わざと抜け道を探しているように思えるが真意を問う。
	3. 養鶏場のおい公害対策について	今までどのように指導してきたのか。今後どのようにしていくのか。
工藤 久司	1. 職員採用について	昨年度より今年度年齢を下げた変更した理由は？
	2. 写真無断使用について	損害賠償に対する内容と町の姿勢について
	3. 町税について	未収金に対する回収方法について 不納欠損に対する町の考え方について
塩田 文男	1. 指定管理者(株)つきプロヴァンスとしいだサンコーについて	つきプロヴァンスについて しいだサンコー本来の目的について セラピー事業について 役員体制について
	2. 旧蔵内邸について	名勝指定について 今後の運営について
吉元 成一	1. 町営住宅管理について問う	取り壊し後の住宅用地の現況について 家賃滞納について
	2. 町主催のイベントについて	合併前に行なわれていた町主催のイベントが、現在中止の状態が続いているが、今後はどうするのか。
	3. 旧蔵内邸について	その後の状況は？ 購入後の運営計画について問う。

信田 博見	1. 学童保育について	学童保育の場所について、築城地区で1ヶ所で保育できる場所は確保できないか。 だんだんと人数が増える気がするが今後の対策は？
	2. 道路、田畑の支障木について	山間部の道路は両方から木が茂り車が通行しにくい。対策を！ 田畑の横が山になっているところは、木が茂ると日が当らず作物が出来ない。対策を！
	3. 障害者の働く場をもっと確保できないか	障害者が働く場がなく困っている。どうにかする必要があるのではないか？
	4. 地デジについて	町内で地デジに対応できない地域はどのようにするのか。
繁永 隆治	1. 町営住宅について	町営住宅すべての設備について

午前10時00分開議

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

議長(成吉 暲奎君) 日程1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。

一般質問は12人の届け出があり、本日の質問者は7人をめどといたします。なお、時間の余裕があれば、質問者を追加しますので御了承ください。

また、質問は前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は所属と氏名をつけて発言してください。

それでは1番に、3番、首藤萬壽美議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 通告文に従って質問したいと思います。

今、各家庭に防災無線の受信機がついていると思いますが、全世帯8,000何世帯あるんですかね。その全世帯にちゃんと設置されているのかどうかをまずお尋ねいたします。担当課長。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。

8月末現在で住民票による世帯数が8,948世帯となっております、それに対しまして無線機を貸し出ししております世帯数が無線の台数が7,484台ということで、その差およそ1,500世帯ほどが無線機のない世帯となります。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 今までいろんな質問をしてきたときに、住民にちゃんと知らせることの大切さを各議員皆さんおっしゃってるようなんですけども、必ずそのときに行政側が答えるのは、防災無線や広報でお知らせをしますとこういうふうに言います。ところが今も聞いたように8,900何世帯ある中で1,500世帯がつけていない。

で、次のところに書いてますように、新しく建設されたアパートや個人住宅の設置をどういうふうにしたらその設置ができるのかっていう貸し出し 借りるときの手続などを、ちゃんとアパートを借りた人や個人住宅の人にお知らせをしているのかどうかお尋ねをいたします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。

新築の住宅、アパートについては特にお知らせというのは行ってないと思います。

それで、先ほど申しました約1,500世帯が無線機がついてないという形になりますけれども、いわゆるこの1,500世帯は1軒の家で住民票を分離した世帯の数も含まれておりますので……

議員(3番 首藤萬壽美君) えっ。もう一回。

総務課長(吉留 正敏君) 1軒の家で 普通は1軒の1世帯となるわけですけども、同じ1軒の家でも二世帯同居家族とかいった場合は、親の世帯と子供夫婦の世帯で世帯分離をしているというケースがかなりあります。こういった数字も含まれておりますので、1,500軒の家に無線機がついていないということではありません。じゃあ、実際どのくらいの数に無線機がついていないかっていうのはちょっと把握できておりません。

確かに、議員おっしゃいますように、防災行政無線でありますので、行政のお知らせを無線を使って行っておりますし、それから、災害時の緊急避難とかの放送もこの行政無線で行っております。つけていないあるいはそのつけ方がわからない、どうしてつけたらいいかわからないという家庭があると思いますので、今後は定期的に広報紙でそういった呼びかけを行いたいと思います。

それから、手続につきましては、役場総務課ともう一つは築城支所の総合管理課のほうに申請書がありますので、その申請書を出していただければ数日後に無線機をお貸ししております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) もちろん申請をすればすぐに貸し出しができる状態になっているだろうとは考えていたんですが、要するにすべてそういう防災に関してだけでなく、いろんなことでやはりこの防災無線を住民が利用してるわけですから、合併してもう4年を過ぎましたのに防災無線がどの程度行き渡っているかっていうことを一回も調査をしないってその不手際は私は認めるべきだと思うんですね。そういうところ、またアパートだとか、はっきり言えば若い人なんかうるさいと、あれが朝から鳴るとうるさいからって切って でも貸し出して切ってるのはそれは個人がやってることですから、でもつけていないってことはよくないことですから、そこのところをやはり1,500世帯があるのかどうなのかってことも調べて、もう一度調べて、やはり防災無線が全部設置できるような形をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 後で住民課長にも答えてもらいますけどですね、転入者には必ず無線、防災無線の制度ありますと、機械を、そしたらもう要らないという人、若い世帯要らないという世帯が多いんですね。その実態は住民課長のほうが少しわかるんじゃないかなあとと思いますんで答えてもらいます。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

住民課長(福田みどり君) 住民課、福田でございます。

窓口では、今の無線機の貸し出しにつきましては皆さんに声をかけております。無線機はこういうふう

にして築上町はありますので、どうぞ使ってください、その場合には総務課で手続をしておりますのでっていうふうに、転入者の方にも言ってます。そして、転出する方につきましても無線機を必ず、これはお貸ししてる物ですから返してくださいということはきちんと伝えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) ちょっとお願いします。回答者の方は、もう少しマイクに近づいてちょっとしゃべらないとちょっと聞き取りにくい面がございますので、よろしく願いいたします。

首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 窓口で新しく入って転居してこられた方だとかには声をかけているということでしたが、やはり一番肝心なことは、築上町において家を構えている以上は、その防災っていうことがいかに大事か、いつ災害が起ってどういうことでお知らせが来るかわからないんですから、それをもう一度だけやっぱり再調査してですね、そして窓口に来て聞く人だけのことじゃあなしに、防災無線をつけてないところの人に貸し出しをするっていうような調査をやっていたいただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には一応把握はすべきだろうとっております。町内に防災無線を貸し出してるうちと貸し出してないうちということ、今、私が頭の中でわかっているのは自衛隊の管内、これにはもう貸し出しておりません。管内居住者、これはもう自衛隊のそれぞれの部署がちゃんと聞いて連絡徹底するというので、約500世帯、自衛隊の管内居住者おりますけど、これは貸し出してない。

あとの実態が要らないという世帯なんですね、ほとんどがですね。だからこれを把握しなきゃあならん。貸し出している家と貸し出してない家を照合していけばそれはすぐわかると思うんで、まあ、これは把握は総務課のほうでさしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 今、管内居住者の500世帯っていうの、この世帯の中入ってるんですか、総務課長。入ってるんですか。その500が、管内居住者の500が入っててそれがつけてないっていう1,500の中に500があるわけ。だからあと1,000世帯っていうことですよ。

要するに私が言いたいのは、何もかも防災無線や広報で知らせてるっていうことがちゃんと行き届いてないと、知らなかった、聞かなかったっていうことになりますので、早急にこの調査をしていただきたいと思います。

この件についてはそれで終わらせていただきます。

次に移ります。

次は、町を元気にする姿勢や考え方が今の行政にあるのかっていうことですが、企業誘致っていうのは今まで何度も他の議員さんたちから質問が出ております。しかし、企業誘致っていうの本当になか

なか難しくて、果たして一つや二つの企業が来たからといって町が活性化するとは私は思えないんですが、今現在、この築上町において、じゃあどういふふうな形で活性化をやっていこうかという、行政が考えているようなことがありましたらお話していただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

まず、活性化と一言で言われて、どういうものを活性化という非常に幅広うございます。活性化って一つの定義といたしまして、使われていなかったものを刺激与えて使われるようにする様子をあらわすというようなことを辞典のほうには載っておるんですけど、本当に町の立場としての活性化ということになりますと、一般的に言われて 従来からやっておりますまちづくりとか地域おこしとか、こういう言葉に置きかえて表現すれば一番わかりやすいんじゃないかというふうに思います。

地域づくりとかまちづくりの主体につきましては、議員さんおっしゃられたように、行政が主体となってやる部分がかかなり多ございますし、行政のほかにも民間団体、それから産・官・民というようなもの、いろいろあると思いますけれども、行政に限ってなすべきことということにとらえていきますと、いろいろ考えられるんですけども、これが一番有効だというようなそういった決定的なものがちょっとあるというふうにはちょっと思えない状態です。

また、何でもやればいいのかという問題もありますし、そのタイミングもありますし、そこに人材とか財源とかいろいろ伴ってくるわけで、成功した事例をそのまま持ってきても、なかなかそういうわけ 本町も成功するというふうにはなかなかならないということもありますので、本町でどういうことが今やれるのか、やるべきなのか、こういったことをいろいろ考えまして、できるところから、小さいことでもいいからやっていこうという姿勢は企画振興課としては常日ごろ考えているところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) なかなか言葉でまちづくり、地域おこしという言葉を出すのは簡単なんですけど、実際にそれを具体化していくということは非常に難しいと思います。

私は、築城 旧築城町に住むようになって50何年たちます。で築城町のことは割とわかっているつもりです。でも、はっきり言って椎田のほうにどういうお店があって何をやってるのがあってということがまだわからないとがあります。

それで、私の一つの提案なんですけど、これは商工会の仕事が行政の仕事かって言われてしまうと線引きをすとなかなか大変なんですけれども、例えば広報の中に保育園の紹介がときどき載っています。その保育園の紹介と同じように、例えば築上町の中のお店。築城のほうに今、例えば都会で働いた若者が帰ってきてケーキをつくったり、それからパンをつくったりっていうことで、新しいパン屋さんなんか三つも四つもふえています。そういうところの紹介っていうのを、例えば、値段を書いたりとかしなくても、例えば町の味の散歩道とか、町のパン屋さんとかいう、ちょっと砕けたようなイメージで広報

で紹介していくってようなことをしていけば、やはり地場産業を育成していく一つの道にもなるんじゃないかなと。私たちはできるだけ町である物を買いたい、町にある物を使いたいという気持ちはあります。例えば今地デジで何だかんだ言ってるの、行橋だとか小倉だとかに、電器屋さんで名前が安いのでいっぱいあるところは(「ヤマダでしょう。ヤマダ」と呼ぶ者あり)あっ、ヤマダ電機とか、何とか電器だとかあるらしいです。そういうところの広告もたくさん入ってます。地デジのテレビは20万のが15万だとかいうのが入ってますけれども、やはり、私は買いたいと思ったら町の電器屋さんで買いたいと思います。

だから、その電器さんがどこにあるのかっていうようなこともちょっとそういう広報で知らしていただければ、皆さんがやはり購買意識が高まるんじゃないかと思いますが、そういう町おこしというのはできませんか。企画課長。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

議員さん御提案のようなやり方っていうのは、非常に財源もかからないし、いろいろ町じゅういろんなアイデアっていいですか、そういったヒントがあると思いますので、広報、それからできればFMもほかの地域にない施設もごさいますので、こういったのを効果的に効率的に活用できればというふうには思っております。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) テレビ欄を見ていて、たまたまこの前、築上町のさわやか夫婦とかいうのがありました。その時間には見ることはできませんでしたので、私はDVDに撮って後で見たんですけど、そこに酒屋さんでパンを、兄弟だったか娘さんだったかがつくって、そのパンがとっても好評だっていうことをテレビで知りました。じゃあ、松屋さんがどこにあるんだろうっていうふうには私は考えたわけです。だから、そういうふうなところを多分椎田の町の中かどっか、そこら辺の酒屋さんだと思うんですけど、そういうのを私たちは知らないわけです。

例えばイタリア料理も椎田にあるということを知りました。私はお肉が嫌いですからイタリア料理、海鮮のだったら食べにいきいたいなと思ってます。そういうのを紹介していただけるととっても皆さんが楽しみにもなるしいいんじゃないかな。かたいことばかりお知らせするよりも、そういうお知らせをやはり広報に載せていただければ皆さんが目にして、とっても町を大事にしていく気持ちが生まれるんじゃないかなと思います。

今度たまたまプレミア何だったっけ(「商品券」と呼ぶ者あり) 商品券をまた予算をつけてますけれども、ルミエールばかりを助けるような商品券なら私はつける必要がないと思う。やはり町のそういうところの人たちがたくさんお店があって、そこで使えるってというような形を呼びかけをするようなことも行政の仕事ではないかと思いますが、いかがですか。町長。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ちょっとお言葉ですけどね、今度の商品券は多分ルミエールでは使えない商品券。築城町商工会だけがルミエールで使える商品券だったと思いますけど、椎田の商工会はルミエールでは使わないと、こういう申し合わせをルミエールとやっておりますんで御了承ください。

そういうことで、広報で私はすれば、全商店やっぱりやらなきゃあいかんと。不公平になります。一定の。築城だってパン屋さんあります。パンをつくって売ってるところもあります。椎田もパンをつくって売ってるところあると。まあそういう状況でございます。いろんな業種があつてですね、その広報、何年かかるかわかりません。同じ業種 これは私は商工会の範疇だと考えております。それで、やはり商工会と町とそれから消費者、この三者が一体となった形で地産地消、そういう形の運動をやっぱりちゃんとしていくと。これが私は大事じゃないかなあと考えておるところでございますし、そういう形の中で町はやはりシナリオをつくったり財源を捻出して、やると。それから、商工会や農協、森林組合、これはやっぱり舞台をつくる役割、そして町民が演劇を演じる役割になれば非常に地域の活性化になる。いろんな産業活動にしても何にしても私はそういう形になるのではなからうかなあと考えてます。それがひとつ歯車を回し出せばいろんな附属した歯車が回し出して、一つの築上町がどんどんぎやかな形で活性化されてなる状況の町になるのではなからうかと。

なかなかやっぱりメインとなる歯車がなかなか回りださないというのが現状でございますけれど、少しずつほかのいろんな歯車からメインの起爆した歯車を動かそうと、そういう形でNPO法人やいろんな形で地域で頑張っておる諸団体の方もおりますし、そういう方々と連携してやはり活性化という形になれば、元気があって生活がしやすくてという、そういうひとつのまちづくりが私は活性化ではなからうかなということ、企業誘致だけが活性化ではございませんしですね、やっぱり企業もあって働く場所があるというのも必要でございますけれど、本町はやっぱり農林水産業、一番大事な産業でございますし、この中から活性化をやっていくというのが基本ではなからうかなとこのように考えております。

そして、1次産業が潤って、2次産業、3次産業という形のいわゆる均衡のとれた産業構造をとると。昔はやっぱりある程度そうだったんですね。1次産業が潤えば店がちゃんと購買力ついて潤うという形のものだったんですが、今先ほど言ったように量販店が進出してきたということで、この量販店にやっぱり対抗するサービス、そういうものをやっぱり地域の既存の店舗さんが頑張ってもらおうと。ここんどこでいくらかお手伝いできるのが役場ではなからうかなとこのように考えておるところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 町長の言われることにも一理あります。しかし、広報は毎月出てるわけですから、全部に公平にっていう気持ちもあるんですけども、そこはアタックしてみて、載せてほしいっていう方もあれば載せてくれないっていう方もあると思いますんで、毎月少しずつでもそういう形でちょっと載せていけば、商工会だけに任せちゃったって商工会は何もそういう各世帯に宣伝をするような広告やチラシは出しておりませんので、ひとつその広報の扱い方を公平になるような形で持っていく

ってということは、それぞれ企画課が考えてやればいいことですし、載せてくれるのは総務課ですし、総務課と企画課の皆さんで考えてやれば、やってお金がかかることじゃあ、町長はお金を出せばいいって言いましたけど、お金は出さなくてもできるようなことはやっぱりすぐとっかかってやってもらいたいと思います。

それが一つと、職員が随分入れかわりまして若い職員がたくさん今入っております。その若い方たちの意見も、新しい発想があるかもしれません。今までの行政のやり方が必ずしも100点満点いいわけではありませんので、違った発想もあるし、職員研修のことも一般質問で出されてる方もいらっしゃいますから、その中身までは言いませんが、若い人の意見を取り入れて、町を活性化していくためにはどういふうなことをやれば町は活性化していくかというふうなことも、やはりそれは日々、課長会議だけじゃあなしに、課長会議とは別にもう一つ下の、結局若い人たちの意見や発想を取り上げるような会議も私はやってほしいと思いますが、そういうのはどういふうに考えてますかね。若い方たちの発想を取り上げていく機会。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には各課のそれぞれの課内会議ということで、自分の課の問題はやっぱりちゃんと自分の課でみんなで検討しなさいというふうなことで考えております。

しかし、全般的なものについてはやっぱりそこで提案をして、それぞれの担当課が課長が課長会議の中に持ってくると、そういうシステムで今やっておるところでございますし、直接そういう形で、若いこのプロジェクトも若干つくったこともございます。そして北九州市に勉強に行ったりとか、いろんなところで一緒によその市町村の職員と共同でやったりとかそういうことはやっておりますし、それで、もう今はちょっとやってないんですけど、数年前まで北九州市に出ていって周辺の市町村と共同の作業やったりとか。今、県の市町村研修所がございまして、ここでも、今いろんな市町村から集まって共通の課題に対しての研究会、そして意見発表会と、そういうものもやっておりますし、そういうところにも派遣をやって、1年間ちゃんとした議論をするような職員を私は育てていきたい。このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 縦割り行政の中で、これは産業課の範疇だ、これは住民課の範疇だというふうな形で行政の業務を行っているように見受けられます。せめてそういう町おこしとか町の活性化だとか、築上町を元気にしようとか、そういうほんのちょっとしたテーマを与えて、やはり若い人たちの意見も吸い上げてですね、課長たちは課長たちの今までの経験や豊富な知識でその課の業務をこなしていったらと思うんですが、課を超えて手をとりあっていくようなやり方も私は今からは必要じゃないかなと思います。

人材発掘とよく言いますが、やはりこの築上町の中で若い職員もいて、年配の職員もいて、女性もいて男性もいてというふうな形の職場は余りありません。農協さんと役場の職員ぐらいのもんだと思いま

す。せっかくそういういっぱい頭のそろった中で、結局新しい発想が生まれてこないっていうのは停滞している証拠だと思います。やはり新しいまちづくり、元気に町を元気にするためにはどういうふうにしたらいいだろう、自分の課の業務だけでなく、そういうふうな形のことを話し合えるようなシステムも構築していく必要があるのではないかと思いますので、総務課長、町長だけじゃなしに総務課長はどういうふうに考えますか。そういうところ。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。

現在の築上町の最高意思決定機関というのは庁議でございます。これは各課長が入っておりますけれども、それ以外に企画課が所管しております企画調整会議というのがございます。ここ、こういった会議を利用してまちづくりにつなげていくというのが一つの方法かと思いますが、首藤議員言われましたように、例えば若手の職員の一つのテーマに絞ったワーキンググループをつるとかいうのもやっぱり一つの方法かと思います。

所管が違いますので余り踏み込んだことは言えませんが、そういった既存の組織、新しい試みを行いながらまちづくりに向かっていかなければいけないというふうに考えます。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(3番 首藤萬壽美君) 企画を立てるのは企画課だけではなく、やはり産業課や商工課や住民課などと手を携えて一つの事業に携わってってもらいたいと思いますので、ぜひそういうグループっていうんですか、若手の人たちの意見を吸い上げていくような業務体制をつくっていただきたいとお願いして私の一般質問は終わらせていただきます。

議長(成吉 暲奎君) はい。御苦労さんでございました。

.....
議長(成吉 暲奎君) いいですか。それでは、2番目に、18番、平野力範議員。 いいですか、椅子は。

議員(18番 平野 力範君) 通告に基づいて質問させていただきます。

まず、入札制度について質問します。

一般競争入札について、今議会にかけられた案件が2件ありました。そのうち1件は一般競争入札でした。その際の質疑に関して町長は、今後さらにできる事案に関しては積極的に一般競争入札を導入すると言われましたが、何か基準とかそういうものを持って推進するということなのか、もう一度確認させてください。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今、副町長以下担当課、それから指名に関する委員会ございますけどね、そこで検討させておるんで、副町長のほうから答弁させます。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今、築上町は一般競争入札原則1億円以上、そして指名競争入札、そして随意契約、その三通りで今やっております。そして、その工事の内容、どういう業種ちゅうか、業者ができるのかとか、手持ちの状況はどうだとか、いろんな検討しながら指名、一般ということに気にかけていますけど、原則1億円以上、建設工事競争入札に関する基本要綱の中で設計金額1億円以上につきましては一般競争入札、または条件つきという形にしております。

そういうことで、その下は、未満は指名競争入札ということで今回2件の入札を行いまして、1億円以上は一般、残りは指名ってということでございます。

その中で、今指名委員会等で常々この一般競争入札の拡大ということを検討しております、いろんな形の中で視野入れて検討はしておりますけど、基本的にはまだ決定はしておりませんが、議会案件に係る額ってというのがございまして、工事については5,000万円以上、設計金額について幾ら以上と。そういう部分については原則一般競争入札の方向に視野を入れてもいいんじゃないかなあと。

それで、町内限定型というのは豊前市さんのほうでやっております。ほいで京築の中で豊前市が町内の限定の一般競争入札をやっております。残りはA・B・Cと基準をつくって経営評価点数を持って、ランク制に基づいた指名競争入札を行っております。うちの場合も原則そうですけど、そこは単年度で一般競争入札の方向ってというのはなかなか難しいと思いますけど、指名競争入札のいいところ、一般のいいところありますので、そこは慎重に検討して前向きな方向で検討がしていきたいと思っております。それは協議ってどうか議論はしております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 基準はないが前向きにということみたいですね。

さて、指名競争入札の問題点について入らせていただきますが、今副町長のほうから指名委員長ですか、指名委員会の委員長ですか、基本的にランクごとに入札してるということでしたが、去年でしたか私が質問したときはAからDの業者を、ランク抜きでAからDまでオープンに入札に参加させているというような実態があるというふうに指摘しましたが、今の話ではランクごとというような話だったので、この1年間変わってきたのかどうかその辺をちょっとお聞かせ願いたいのと、一般にAからDまでを一緒にするような事態になれば施工能力、資格の有無、一括下請の禁止等の点で問題があるように思いますが、再度もう一遍、だから今のランクごとにしてるってということであればことしの実態なり、今副町長が答弁した内容を詳しく教えてください。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今、ランクごとちゅうのはあくまでもその基準ってということで、どこの市町村もA・B・C・Dぐらいのランクを設けて、その範囲内で、例えば1,000万円以上はAとBとか、1,000万から

500万はBとCとかいう基準は設けとる。

ただ、その中で業者の手持ち状況、そしてその工事がその業者でできるかどうか、そしてまた、地域性、技術的にできるのかどうか、そこら辺を含めたところで指名等を行ってるところでございます。

とにかく、そして、今指名をして工事を現実に行ってる。その工事が進捗状況は幾らかと、どれくらいかということでも判断しております。指名で落札して全然その工事が進んでないということであれば、その指名委員会の次期の指名のときには外していくとか、まあそういうところでいろんな角度から検討はしております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) ちなみにこれは19年度の方ですかね、入札参加業者のランクごとに、Aランクが30社、Bランクが35社、Cランクが49社、Dランクが新規登録業者ということで資料いただいておりますが、これで組めないというようなことはないと思うんですよね。ちなみに視察に私が個人的に行き聞いたところで、長野県の佐久市は人口7万です。そこには業者は30社しかないんです。うちが120数社ありますが、30社でいろんな工事を全部組めてます。だから数が組めないからとかいうようなことはあり得ないと思いますんで、そのところはきちんとランクごとに基づいて行くべきだと思います。

さて、指名を組むに当たって指名委員会を開くと思いますが、これも聞いたかなと思うんですが、指名委員会の条例を含む法的根拠、また出席課長等も含めてお答え願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) ちょっと内容わからんけど、指名委員会の、委員会の設置規定がございます。もう私と財政課長、総務課長、建設課長ですか。それで、そして担当課職員で指名を行っております。そして、例えば水道とか下水道、建築とかそういう場合については担当課長を呼んで、参考意見を聞いたところで指名委員会を開催をして選考をしてるところです。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) ホームページ等調べて指名委員会要綱とか、入札に関する基本要綱とか、資格及び選定要綱というものが出てきました。こういうものに基づいてやられているんだと思いますが、さて、平成20年の11月21日、焼却炉設置工事の入札があったと思います。そして、フィールド企画という会社が落札して契約に来て、その時点で建設業の許可を持っていなかったということで契約が不成立となったことがあるようですが、事実を確認したい。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 平野議員さんが資料でとったとおりでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) ちょっと待ってください。

議長(成吉 暲奎君) はい。ゆっくり探してください。

議員(18番 平野 力範君) はい。フィールド企画というところが落札したが、保証金持ってきて建設業の資格がないということがわかって不成立となったということらしいですが、何でそういうことになったのか、だれがこの3社の入札の会社名を推薦してきたのか。そこんところを教えてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課の則行でございます。

焼却炉のその導入の当時、私が清掃センター長ということで清掃センターにおりまして、その当時の焼却炉の導入にかかわっておりましたので私のほうから御説明をさせていただきます。

ごみの処理に関しましては、当時RDFの不適物並びに衣類等につきましても外注の発注ということで経費が相当かさんでございました。そこで、いかに経費を安くするかということで焼却炉の設置を検討いたしております。

その中で、清掃センターの中で実際にどういうふうにしていくかということを検討いたしまして、小型の焼却炉、この分につきましては火床面積といしまして、焼却炉の底の面積が2平米以下、それと時間当たりの焼却炉200キロ以下という小型の簡易物につきましては、これは県のほうに対する設置届けで済むと。通常の焼却炉につきましては設置の許可ということで、大変時間もかかりますし、そのような大規模なものでなくて小規模のものを導入しようというふうな中での協議が整いました。で、その中でいろいろメーカーからの部分の焼却炉というものを選定いたしております。そのときには実際的にもうメーカーがダイオキシンの抑制とか、そういうものをすべて計算をして、ダイオキシン等の出ないものというもので、二次製品的な物を導入しようということを決めまして、あとはそういうカタログ等からいろいろ、そのままのものを持ってきてもできないということで、改良等も伴ってまいりますので、そのところを協議をいたしまして、大体メーカー的には2社、それを2社の小型の焼却炉というのを選定いたしました。その2社とあともう1社につきましては、センターの中でいろんな作業をお願いしているところの3社を含めたところで、環境課の中で契約担当課のほうにこの業者でいってもらえないかということをお勧めをいたしております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) ということは、その時点では建設業の認可が必要っていうことは認識していなかったということになりますか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) そのメーカーの導入事例等を見ましたところが小学校とか学校関係とか各種病院、自治体入れたところはありませんでしたが、そういう導入事例がありましたので、その建設

業の許可のことにつきましては全く考えが及びませんでした。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) いずれにしても、ほかの2社も建設業の認可持っていないと聞いたんですけど、それも事実ですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 3社すべて建設業の許可を持っておりませんでした。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) これは指名委員会そのものの問題、大きくありそうですけど、まず基本的に建設業の認可を持たない者を契約の段階でしかわからない。推薦したということで認めとる。で契約の段階ではだめだというこの食い違いは何なんですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほど課長が申しましたように、これが例えば工事とか製造とかいうものじゃあなくて、でき上がった物をただ持ってきて設置をするということの、何ちゅうかね、工事概要ちゅうか、そういう単純な形の考え方でしてたわけです。

要するに、でき上がった物を持ってきて、その場所に備えつけるということで、工事とかそういうことは考えてなかった。

ただ、ちょっとないんですけど、それを持ってきてた場合には、それが据えつけてる部分については、これが後でこれは工事にあてはまるじゃあなかろうかなという疑義ちゅうか疑問が生じたんで、その中であと指名委員会等もしたかどうかわかりませんが、建設業法持った業者のほうのがベターじゃないかっていうような結論になってやり直したという形です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) ちょっとよくわかりんですけど、指名委員会は通過したんじゃないんですか。これが契約 財政課のところまで来てだめだっていうことで、その前に指名委員会でやったんじゃないですか。その前に指名委員会でその3社を決めとるわけでしょう。だからそのときには通しとって、管財の だからどっちが欠陥のある。

よその市町村では、設置型のやつなら建設業の許可要らないとか、そういうことなんですか。答弁お願いします。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほど申しましたように、指名委員会のときはでき上がった物を持ってきて備えつけるちゅう考え方で、別段建設業の許可要るとかなんとか、そこまでは考えちゅうかあれはありませんでした。

ただ、そうですね、そういうことで、ほいで後でこれは再編交付金事業ですので、何とかな、ちゃんとした手続を踏まないっていうことで、やはり建設業許可を持った業者のがいいんじゃないかなかっていうことでやり直したっていうことで、最初のときは物を持ってきて備えつけるちゅうその考え方だけでしたので、建設業許可要るとか要らんとかそこまでは詰めてなかったです。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 再編交付金事業だから建設業の許可がないと、要するにきちんと抜け穴のないようにしなきゃいけないということでやったと。ていうことは、日米共同再編にかかわる事業でなかったらそういうことは往々にして行われている可能性があるのではないかと。

このフィールド企画という会社はRDFにメンテで入っとるらしいんですが、この会社が過去に町関連の事業で随契等で受注した事業がありますか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 工事につきましては、500万以上の工事等についてはないと思っています。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 500万以上ではないが、それ以下は不明だと、わからない。今の時点では。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。

修繕工事とか消耗品の購入、そういうものについては入っております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) この、ほかの会社2社は大体インターネットでも出てきましたし、焼却炉の専門会社ってことなんですが、フィールド企画っていうのはそもそもメンテ専門の会社なんですか、どういう趣旨の業務を行っている会社なんですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) フィールド企画につきましては、今現在清掃センターの中の……

議長(成吉 暲奎君) 名前言ってください。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。

フィールド企画につきましては、今現在は清掃センターのRDF施設及びリサイクル施設等のメンテとか、中に今作業の一部についての協力をしていただいている会社でございます。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 要するにこの焼却炉関連の設置をした事例はあったんですね。よそで。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長の八野ですけど、質問の趣旨がよくわからないんですけど、先ほどから言いましたように、担当課長が。うちにRDFが出る焼却灰が 焼却施設、もう5年できっちり埋まってしまう。そこを灰を少なくするためにやはり焼却炉、でき上がった焼却炉をつくって、焼却灰の埋め立てを延命できたらいいなあというような基本的な、そしたら財政的に助かる。宇部のほうに 山口県のほうに持っていかなくていいってということで、環境課のほうから経費削減、行財政改革の面からそういうでき上がった物を置いたほうがいいんじゃないかと。もちろん地元自治会さんのほうにもお話をし理解をさせていただいて設置をするということです。要するに感覚としては車屋じゃないですけどできた物を持ってきて置くということの考え方ででしたので、それを工事とか経営、評価点数持ってないとかどうのっていう考えは、購入ちゅうか計画時からそれはなかったということで、だれもそういう認識はなかったということでございますので、ということですよ。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) これ、入札が不成立ということでもう一度入札をやり直したみたいで、1月に入札をやり直してますね。年明けて。今経費節減と言われましたが、2回目の入札では1,995万 1回目が2,576万ですから580万ぐらいの金額が安く入札できております。安くしようというのとはちょっとおかしいじゃないかと思うんですけど、こういうふうになくできるなら何で最初からこの九築工業、九電工、太陽築炉、こういうところを入れなかったのか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほどから言いましたように、できた物、でき上がった施設をそのまま持つてくるといふ発想でしたということです。

そしてまた、平野議員、資料要求の中で一連の書類をお持ちと思います。そういう流れの中で指名委員会がそういうことも議論、協議しなかったということで指名委員会全員処分をしておりますので、そういう流れの中でもう一応完結ということでございますので、そこら辺は了解っていうか了承をお願いしたいと思いますけど。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 安くできるものを高くしかかったというようなふうにも見えます。本当に。

この処分、指名委員会で不適切であったということで処分をしておりますが、処分にかかわって、先ほど則行、今現在財政課長が自分が3社を推薦したと言われましたが、指名委員会の方々もその建設業の許可があるかどうかをほとんど知らないわけですよ。だから副町長と指名委員長とその推薦した則行課長は当然責任があるでしょうけど、それ以外のここに上っている課長は、その全然わからないまま処分されたというようなことで、この処分の内容に関して差がない、文書訓告っていうのはいかなもの

かと。しかも指名委員長である副町長が文書訓告でいいのかと、そこに歴然とした差がなければおかしいんじゃないかと思いますが、どうですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 処分は私がありました。処分の中で、基本的には事務の手違いということでこれはもう訓告と、最初はですね。そりゃあもう当然そういう成り行きになります。そもそもこれは、RDF関連で、いわゆる1社入札で24億ほどかけてやっております。この中で後いろんなメンテが独占寡占されて、1社入札したところが莫大な修繕費を要求してくると。その中でどっかできるとこいないかということでフィールド企画ができますよということで出てきて、そこでメンテをやってもらってるということで、非常にこのメンテについては安くできておると。刃が一個欠けても非常に安い価格でできておるとというのが実情でございますし、そういう形の中でこれはいわゆるRDF設置時のそういう形で、私は議員のとき大分抵抗してきましたけど、そういう一つの内情の中で、経費を少なくしていこうという形の中で出てきたと。

そして、あとこの物品納入という考え方で今指名委員会したということでございますけれど、入札出したらまだ安くできたと、これ実情でございますんで、さらにこういう安くできるとこは安くしていくということで御了承願いたいと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) この職員の処分に関して書類いただきましたが、これに関して八野副町長のとこだけ手書きになっております。まあ疑えばあれなんですけど、公文書偽造なんてことはないと思うんですけどね、後で文書の元本を見せていただきたいと思います。総務課長。後で、よろしいですね。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 処分についても、職員の処分と特別職の処分は同質のものではございません。異質のものですね。これは職員の懲戒に関するということと、副町長に関してはそういう懲戒処分のあれはございません。町長の裁量でやるという形になるうと思いますので、そこんところはちょっと違うということをお認めしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 町長の処分事項ということで、だったらこんな文書に手書きせんでいいんですよ。手書きでつけ加える必要ないんですよ。口頭で注意すればいいじゃないですか。何でわざわざ手書きで、後で書いたみたいな疑惑を持たれるようなことするんですか。もうその説明ならその説明でいいんですよ。こんな入れないでいいんですよ。副町長は私がちゃんと訓告しとると言えば済む話で、とってつけたみたいなこんな手書きのやつをつけるとね、どうしても疑惑が生じる。だから一応目を通させてください。書類を。後で。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 疑惑があるのかなんとちょっと推測でそんなことあんまり言ってほしくないですけどね。これは職員の処分ということで起案してきたんですよ。ほでその中で私も指名委員長ですので、私もみずから率先して処分を受ける必要があろうということでその職員の部分に私の部分を足したというだけで、私の名前がなかったのもみずから、おれも処分受けなあ悪いやろうということで書いただけです。

以上です。(笑声)

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) えっ、ていうことは、今、これ文書12月9日の後に手書きで足したということですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) その処分、決裁回ってきたときに、その処分時点なんですよ。

以上です。(笑声)

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) この案件は以上で終わります。

次、行きます。

政治倫理条例に関して。

今、築上町政治倫理条例ありますが、旧椎田町、旧築城町、それぞれが厳しい政治倫理条例を苦勞の末つくり上げました。

特に、旧椎田町の政治倫理条例は不祥事があったこともあって、齋藤文男先生の指導のもと、日本一厳しい政治倫理条例 ちなみに、ここの齋藤先生の本がありますが、この中に椎田町、築上町 現築上町って書いてますけど、紹介されてます。「このように日本一厳しいと紹介されている政治倫理条例があります。その運用に関して、最初は自治会長、自治会も含めて、すべての補助金をもらう団体のトップには議員、町三役はついてはならないとされていたと思います。」今では各補助団体の三役までいけないということになってます。さらに資産報告に関して私たち議員は毎年より厳しく書類等の提出、審査を求められています。

さて、政治倫理条例の骨子について、齋藤先生の本からちょっと引用させていただきます。

政治倫理条例の骨子、政治倫理基準とは、首長と議員が遵守すべき行為規範で、その職責に反する行為を禁じています。地位利用の金品授受、公共工事の請負等の口きき、職員の採用、昇進の推薦、職員の職務執行への不当介入、政治、道義的批判のある企業献金の受領の禁止がそれです。

あわせて首長等議員本人だけでなく、親族など関係会社も請負等を辞退する旨を定めています。

ということで、政治倫理条例の、うちの町の政治倫理条例の16条に、「町長と議員及びその他の特別

職の配偶者及び二親等以内の親族並びに町長と議員及びその他の特別職が役員をしている企業、または町長と議員及びその他の特別職が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条及び180条の5の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」という項目があります。この中で齋藤先生が強調しているのは、特に、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならないというところがこの齋藤先生の本には強調されています。

町長は、さきの6月議会で西口議員の質問に答えて、業務委託契約を行っている株式会社サンコーのトップである代表取締役信田淳氏の名前を言われました。信田淳氏は「これは個人攻撃したわけじゃありませんので失礼しますがね、信田議員の兄弟であり、政倫16条に違反しているのではないのでしょうか。町長は役員選任の場にいたのなら16条に抵触する恐れのあることをなぜ指摘しなかったのか。いなかったとしても、事後すぐ16条に抵触する恐れがあるからと警告しなかったのか。その点御返答願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 取締役就任は町が株主でございますので議案、これは一応賛成をして、あとは取締役の中から代表取締役を選ぶという形に、これは民間会社となっております。そういう形の中で信田淳氏が社長に就任したと。

それでその報告ございましたけれども、16条の分は完全なる私企業という私どもは認識を持っておりますし、第三セクターというのは町が出資をした会社であって、個人が私企業としてもうかる団体ではございません。町が業務をうまくやるために設置した会社でございます。町ができないものを補完して町民の利益、そういうものをということで、完全に私企業に利益をもたらすものではございません。そういう観点から第三セクターは16条に該当するそういう団体ではないという判断でやってきて、私もああそうかということで社長に就任したということですね。それはそうだろうということで認識を持っております。

しかし、皆さん方が、これはおかしいぞおかしいぞという意見になれば灰色かなあということで、私は少しは、黒に近い灰色じゃあなくて白に近い灰色とこういう考え方はできるのではないかなあということで、サンコーのほうは今どうなったかという報告がございませんけど、また信田議員もそういう考え方の中で少しは警告、それぞれ協議しておるんじゃないかなと思いますけれど、まだ直接的には町に対して、いわゆる取締役の関係とか、それから社長を退いたとかいう形の中で、そういう報告は現在のところはあっておりませんが、辞退のうわさ 社長辞退のうわさは少し出ているようでございますけれど、まだ決定はしてないというのが現状でございますし、そういう形の中で取締役というのは主たる権限を発しないということでございますので、取締役に残ることは いろんな形で残っております皆さん方の決議の中でも、消防団にしても一応残っておりますし、それからあといろんな種々補助団体の形でも残っておりますし、そういう形では主たる形ではないんだというふうに考えておるところでございます。

す。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 私企業を対象としているというふうに言われてますが、これは全員協議会、前回政治倫理条例のやり方に関して議員全員がいろんな意見を出しました。その場では個人攻撃になりますので皆さん抑えてやられたようですが、もう控室ではやっぱりこれはおかしいだろうと皆さん多くの方が 多くの議員が言われてました。

これは解釈によってはということじゃあなくて、やっぱりほかに人材がいないわけじゃあないんで、やっぱりここに書いてあるように、「町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」ということを、やっぱり取締役会の中で選ばれてもやっぱりこの会社は町が約90%ぐらい 90%以上出資してるわけですから、町長が任命したと見られても仕方ない状況です。だから政治倫理基準を一番守るべき町長が、やっぱりそういうことのないように指導していくのが当然のことじゃあないかなと思うんです。

ついでにもう一つ、16条に関して、16条の2の3、町長と議員及びその他の特別職がその経営方針に関与している企業ということで、副町長がメタセの社長を務めています。報酬は受け取っていないと聞いてますが、16条の1の中にあるように「請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約等が発生することが予想されることもあり」これも副町長は社長職を辞任すべきではないかと思いますが、副町長の御意見をお聞かせ願いたい。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長の八野です。

平野議員もう少し勉強して質問してください。地方自治法の中で「ただし、町長等につきまして、出資する2分の1条の法人等は除く」という部分がございますので、そしてまた、つきプロヴァンスにつきましては、今現在、町と取り引き、商行為は行っておりません。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) それは私も読んでます。しかし、指定管理者に関しても厳しく問われている事例があるんです。千代田区の施設にかかわる指定管理者の指定手続に関する条例ってというのが平成16年にできております。この中に6条の2に、「区長、助役または収入役が代表者その他の役員である団体は指定管理者たることができない。」こういう厳しい条項をつくっております。これは自分たちでつくった条項です。

だから、このように、やっぱり副町長が法的な、副町長という職は町内全般でいろいろ目を光らせるということで結構だと思えますけど、要するにプロヴァンスは公営企業または私企業と言ってもいい立場ですよ。だから、その中であってやっぱりいろんな権限を振るわれているという話も耳にしますし、いいわさは出ません。だからついとく必要はないし、ほかの方にかわってもらえればそれでいいんじゃない

いすすかね。だからそれに固執する必要はないと思いますし、こういう疑惑を持たれる、先ほど地方自治法の中にあるからそれでいいんだというよりも、町民には信頼を置ける政治体制をつくるってことのほうが大事じゃないかなと思うんですけど、町長、答弁。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 副町長がついきプロヴァンスの社長だったって、町民に不信を受けるといふ行為はやってないし、私は副町長がやっておれば信頼のあるつきプロヴァンス、つきメタセだとこのように考えておりますんで、これは町が出資したという先ほどの私の解釈、これはもういわゆる町の理事者であれば私はいいとこのように解釈しておりますんで、これは見解の相違だと平野議員に申し上げたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 執行権はあなたのほうにありますから、見解の相違と言われれば私は抵抗できないんですけどね、サンコーのほうに関しては皆さんいろんな方、役場の職員のいろんな人の意見を聞いても町民の意見を聞いてもそれはおかしいんじゃないかという声が大きいです。だからそれはそうじゃないというのなら、この中にあります ちょっと文章の線を引いてなかったんであれですけど、公表してこういうことで違反でないとはっきりしなければですね、皆さんが不信を抱いたままという形になりますんで、そこんところは懸命な御判断をお願いしたいと思います。

次に まだ時間、10分ぐらいありますか。

議長(成吉 暲奎君) はい。大丈夫です。

議員(18番 平野 力範君) はい。養鶏場の臭い対策について質問したいと思います。

今、築上町に個人が数羽飼っているのを除いて、養鶏を営んでいる業者及び個人は何軒ぐらいあるのかをお聞きます。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長(久保 和明君) 産業課の久保です。

500羽以上の養鶏農家が4戸あります。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) その養鶏場の中で、臭いに対する苦情が出ている箇所は幾つありますか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野です。

1カ所ございます。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 今言われた1カ所は、強い公害とも言える臭いを発生させてる養鶏場で

あり、周辺に住む人々の苦悩は大変なものであります。何度か一般質問でも取り上げてきましたがいまだ改善されておりません。

その問題の養鶏場をどのように指導してきたのか、また今後どのように指導していくのかをお聞きします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課の永野です。

養鶏場からの悪臭の問題でございますが、産業課、保健所、農林事務所とともに悪臭の主な原因でございます鶏糞の保管等について、可能な限り臭気を低減できる方法等を指導しております。

具体的な臭気の低減方法につきましては、後ほど養鶏場の経営に関する指導を行っています産業課長から説明がございますけども、悪臭の原因者でございます養鶏農家には現在、悪臭の発生抑制方策を検討しまして、その内容を早急に報告すること、また、今後の運営計画についても提出するよう指示を行っております。

今後についてですが、関係機関で協力しまして改善状況を随時確認しまして、必要に応じて強い指導を行っていきたいというふうに思っております。

また、自治会関係者にも立ち会っていただいたの臭気測定ですね、これも今後実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長(久保 和明君) 産業課の久保です。

畜産の面からの産業課でお答えいたします。

養鶏農家のほうでも臭いを抑えるためにえさに発酵飼料を混ぜて、鶏糞からの臭いを減らす対策をとっておりますし、鶏舎全体を覆って臭いが出ないように対策もあわせてとっております。

それと、この養鶏農家はブロイラーの養鶏農家でございまして、鶏の入れかえを年に4回行っております。養鶏の行った際に鶏舎の掃除等をする際に臭いが外に漏れるということがあって、近隣から苦情が入ることがたびたびあります。

産業課では苦情があった場合には農林事務所、保健所 現在の県の環境事務所ですが、連絡を、連携とりながら、環境課と一緒に現地を調査しながら、臭いの原因を調査して、管理状況が悪い場合は改善を行うような指導をとっております。そして、町では農林事務所と一緒に、毎年2回鶏の羽数の調査、環境の調査を定期的に2回行っております。その際に施設の管理状況の調査をしながら、そこで悪い改善点について指摘しながら改善してもらい、そういう指導も行っております。

今後とも、周辺住民に迷惑にならないような施設の改善の指導と臭い等の苦情があった場合には、迅速に対応できる体制を関係機関と一緒につくっていきたいと考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 今、苦情が出てない養鶏場もかつてはいろいろと言われたことがあるんじゃないかと思います。今かなりはやっている養鶏場さんも、お金をかけて改善策をした、施工してるというふうにお聞きします。そういう改善策を聞き取り、指導の参考にしてみたらどうかと思います。

ちなみに、私の聞いた話では、竹炭、それから竹の葉っぱを、何ですかね、堆肥にしたやつとか、竹を粉碎して繊維状にしたやつ、そういうやつを敷くと臭い効果には抜群なものがあるというふう聞いております。何か効果のある手を打っていただきたいと思います。

それから、築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、この中に排出禁止物 これは一般廃棄物ですので、なんですが、著しく悪臭を発する物に関する禁止要綱があります。

それから、築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例の中に、ごみ・空き缶等を中心としてつくられた条例の これはごみ・空き缶等を中心としてつくられた条例のようであるが、臭い公害に対する項目を追加すべきだと思うが、担当課長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野でございます。

現在、国の悪臭防止法これによって規制が設けられております。この特定悪臭物質につきましては、22種類ございますけども、その規定基準にのっとって私ども指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 国のほうの条例があるから、もう特別につくらなくてもそれで指導できるということですかね。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野です。

現在のところその法律によって対応をしていくと、県のほうと協力しながらですね。やっていけるというふうには思っております。

議員(18番 平野 力範君) 以上で終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

.....
議長(成吉 暲奎君) 時間、いいね。

それでは、次、3番目に、5番、工藤久司議員。

議員(5番 工藤 久司君) 午前中の最後だということで、通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず1点目、職員採用についてです。

3月の議会でも採用についてはいろいろ質問させていただきました。で、今回なぜ質問したかという、質問の要旨にも書いてあるとおり、採用年齢をことした、去年の59歳から、ことしは何歳、51年生まれやから35か6ぐらいに下げています。

まず1点ですね、昨年、一昨年はまた年齢がたしか違ったと思います。で、昨年59歳まで年齢を伸ばした理由をいま一度確認を最初にさせていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 昨年は、雇用非常に、何ていうかできないような国内事情でございましたよね。そういう形の中でIターン、Uターン、そういう人たちがもしおればという一つの配慮から年齢制限全くなかったわけでごさいます、そしたら基本的には本町出身者やなくて、ホームページを見てよそからどんどん受験者が殺到したとこういう状況でごさいます、Uターン者とかIターン者じゃないという状況があったんで、ことしはもう、ちょっと下げようかなあとということで、他の近隣の市町村並みにことしは35歳未満ということで、昨年は無制限っていうか、60歳未満ならいいよということでやたらなかなかやっぱりそういう本町関係者ですねなかなか出てこない。よそからの応募が多かったということで下げたのが 去年上げたのがその理由です。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 雇用の問題、また幅広く人材を雇用しようというような目的があったんだと思います。がしかし、現実、応募者を見ると町長の上げた意図はちょっと違うと、なかなか町内者やなくて町外者が多かったということで、ことしは下げたということなんですが、どこの市町村もこう町内、市内だけでやっぱ、現在うちの職員もそうでしょうけども、いろんな地域から意をたててきているのが現状だと思うんですね。で、幅広く年齢を広げて雇用して、たった1年で下げるっていうのはどうも何か不思議でならないのと、ことしが決して就職が、景気がよくなってよくなったわけではないと思うんですね。むしろ新聞紙上では、大卒の就職率がいまだに厳しい数字を目にしますから、そうなることしも幅広く年齢を上げて、59歳までっていう形にして、するんだろうと思って7月の広報見たら、いきなりまた年齢が下がってたのでですね、どういうことなのだろうかという点で質問してもらったんですが、もう少しそこはこう一貫性を持ってやって、やるべきだと思いますよ。で、何でかという、去年は35歳以上の職員が何人か入っているわけですから、入って現在うちの職員として頑張ってるわけですから、どうしてまた基準が何で35なのかはよくわかりませんが、そこでまた年齢制限を設けるということはそういう人たちの意をやっばくんでないと。去年たくさん来たっていうことはそれだけ就職難だったから来たんであって、うちの町じゃあそれだけ受け入れる体制をつくってですねやったっていうことですから、そこは59歳という枠を撤廃しなくて、採用のときに 59歳を採用するっちゃうことはまずないと思うんですね。1年で退職ですから。それはないと思うんですね、そうやって幅広くすることが今のこの御時世なのかなと思います。

やっぱこういうのっていうのは非常に町民の方も広報に目を通してチェックをされている方も、たくさんとは言いませんがやっぱいるようですし、例を言うと、昨年そういう年齢の人で就職、町の採用試験を受けたけど残念ながら落ちたと、ことし受けようと思ったら年齢が変わったというような話もちらほら耳に入っております。ですから、築上町どうなってるのというような話になるわけですね。変な話ですけども選挙は終わったし、ことし17人も入ったからもう年齢を下げようかというように、じゃないのという町民からの声も聞きますし、そういうやっぱ職員採用に関しては、もっとやっぱこう公平公正、やっぱガラス張りにするのが本来の行政のあり方だと思いますが、その点町長、いかがですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には私もそう考えたんですけどね、いわゆる職員の会議の中で下げようやと、そういう意見が出てきまして、これはもう、じゃあそれならそうするかという。

というのが、もう本当に本町に関係ない人がたくさん、これは職業選択の自由っていうことで拒否することできないんですよ。だからそういう形の中で、もうやはり少し年齢を下げようじゃないかという話が会議の中で出てきて、じゃあそうしようかということで、他意はないんですけど、そういうことで一応ことしは下げたと。

昨年は、そういうことでいわゆる雇用対策というようなことで、募集、いわゆる採用人員を少し、ちょっとふやしたような状況もございます。実際、そういうことで、何とか本町関係者ができれば役場に私は就職してもらいたいというのは心情ですけど、これはやはり就職の機会均等という憲法もございまして、これを行政が破るわけにはいかんということで、全部受付をして、あとは試験によって採用していったというのが現実でございますし、いろんな形での他意はございませんし、総務課長からもちょっとその旨を答弁させたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

今、町長が答弁しましたとおり、昨年は初めての試みで年齢制限を取り払いました。その結果、町外者から多数の方の応募がありました。一昨年の応募者が49名で昨年は140名、それからその後に保健師の独自採用試験を行っており、こちらのほうが12名の応募がございました。そういうことで一気に100名ほど応募者がふえております。

応募者がふえること自体は優秀な方を採用しやすいということで喜ばしいことなんですけれども、やはり私どもの考え方の一つとして、町出身者あるいは町居住者の方にできるだけ採用の場を提供したいという考え方が一つございます。

それから、2点目に、去年そういった試みを行いましたけれども、一次試験は学歴別の試験ですのでこちらのほうは問題ないんですけども、一次試験を通過してきた方々の中で、例えば高卒程度の試験において 二次試験ですけれども、17歳、18歳の現役の高校3年生と高校卒業して社会人、10年、

20年といった方々を同じ土俵で試験をするということに問題があるのではないかといったことから、今回一たん年齢をまた下げた次第でございます。

それから、保健師の採用試験を別にまた独自で行いましたけれども、このときも二次試験を通過してきた方の中にも優秀な方いらっしゃいましたけれども、やはり年齢がネックになって採用を見送ったというケースがございます。そういうことなら最初からやはり年齢制限を設けて行ったほうがいいのではないかとということで、今回35歳までということで一たん下げております。

ただ、この方法がベストということは思っておりません。やはり問題は新卒の採用と中途採用を一つの試験で一緒にやっちゃっているということにやっぱり問題があると思いますので、今後の、来年度以降の試験につきましては、私の個人的な考えですけれども、募集に当たってその新卒卒と社会人卒と別々にするのも一つの方法ではないかなというふうには考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 本当に今の町長答弁にしる総務課長の答弁は本当もったもなことなんで、ただ、本当にこう町内者を優先して雇用するっていうのは本当当然のことだと思うんですが、100名以上を年齢を撤廃することによって、うちの町に職員を希望して入りたいということで申し込んだわけですから、そうしたほうがまだより一層優秀な人材は集まるだろうと思いますよ。40名より100、今言った150名を超える新しい職員の希望があったというようなことであれば、そういう点に関してはよりよい優秀な人材は撤廃したほうが入るだろうし、町内云々とかなんと成績だけになると町内出身の方がなかなか入れないという、そんな事情があるんでしょうけど、でもそれはもう、昨年59まで年齢を引き上げた時点でもうこういうのはわかってたと思うんですね。ですから、最初のとおり、言ったとおり優秀な人材を幅広く、こういう御時世だから登用しようという本来の目的やたった1年で百四、五十人応募が来たから大変だから、町外者が多かったから、で年齢をちょっと下げるっていうのはいかなものかなと思います。

また、今言う雇用の問題に関しても、門を、広い門を狭くしたということに関してはいかなものかなと思いますので、そのあたりは十分何ていうんでしょう、もう少しきちっとしたビジョンというかそういうものを持って、ころころ1年置きに、一昨年と昨年、またことしというような年齢制限がころころ変わるような市町村というのはどうなのかと、というような形にもなると思いますので、そこはきちっとした、これは町長の裁量にかかわることだと思うんで、そこはきちっとした仕組みを持ってやっていただきたいし、最後に苦言を言えば、また選挙前になったら撤廃するようなことがないようにきちっと、年齢に関してはやっていただきたいし、優秀な人材がたくさん入るような方策をとっていただきたいと思います。

この質問はこれで終わります。

2番目の質問ですが、写真の無断使用について、損害賠償に関する件です。

これは、6月議会のときに我々は産建にちょっと資料をいただいて説明を受けました。ただ、そのときには660万の提示になってるのかな。違うか700万くらいですかね。まあ、今新聞紙上に出てる770万 40万だったですかね。で、当時の委員会では町長の説明ですと、訴えれば訴えてもいいんじゃないのと。金額の面で裁判してははっきりさせようじゃないかというような答弁だったと思います。新聞に出た記事を見ると、明らかに町がミスだったと、謝罪をしていると。勘違いしてたとか著作権についての認識が甘かったとかというような記事が載ってたんで、あらちょっと委員会での説明と若干ニュアンスが違うなと思ったんで、簡単に聞きたいと思います。この質問は宮下議員もされてますので、どうしてこういうことが起こったのかっていうのは旧築城町のときに、から引き継いだ者がっていうことの説明がありましたけれども、1年前からこの男性は 訴えておる男性は、町に何らかのアプローチをしたけども誠意ある回答がなかったとか、それで最後は提訴したみたいな記事が出てましたので、そのあたりの経過をいま一度説明していただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課、石川でございます。

ただいま御質問につきましてお答えさせていただきます。

さきの6月議会中に産業建設委員会に説明をし了承を得、その旨相手方の弁護士に審理判断を裁判所にしたら 裁判所に審理、裁判を得たらどうかとの回答書を提出いたしました。その結果、平成22年8月6日付の福岡地方裁判所小倉支部から訴状が来ております。

これによりますと、まず平成8年から平成11年ごろ、旧築城町の依頼により観光パンフレットの制作を行い、同パンフレットには藤田撮影事務所 これは原告でございます が撮影した旧築城町の風景、自然、史跡、行事、物品等の写真を使用していたとし、その制作者である原告である藤田撮影事務所が著作権を有するものであるとしております。そしてその写真の承諾を得ることなく、掲載することにより無断使用しているとされております。

次に、この著作権侵害による損害額につきましては、1点が3万1,500円で、これはリピート使用料も含んだところで87点分の677万2,500円としております。それと合わせて 弁護士費用等合わせまして744万2,500円となっておりますでございます。

また、町商工課としましては、先ほど議員さんも御指摘がありましたように、昨年度からの和解に向け謝罪文等もあわせたところで、原告の藤田撮影事務所さんとの話し合いを何度も繰り返し続けております。さらに顧問弁護士とも協議を行ってまいりましたが、何分とも事例が少なく、全くなく、この損害賠償額の3万1,500円の根拠づけができない状況でありましたので、今回のこの裁判の結果にゆだねるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 経過というのはそうなんでしょうけども、要するに町がミスをしたということなんですね。で、著作権の問題にしてもそうですし、そういう通告というか警告がありながらも対応が悪かったということで、本人が訴えたということですね。

ですから、これ、まず一つは無断使用でどうだって新聞に出ると、まずこの町のイメージが非常に悪くなりますね。それと、何で未然に防げなかったんだろうという思いがありますね。これはもういろんな人がそう言います。あの新聞記事を見てですね。

ですから、まず原因がわかったんで今後こういうことがないようにしていくというのが一番の問題だと思いますし、700数十万っていうのは町民の血税でございますから、そこはもっと職員もしっかりした認識を持ってやってもらわないと、はい、訴えられました、ほんじゃあ訴えられたけど、裁判所から、はい500万払え、じゃあ500万払いますっていう問題じゃあないと思いますので、そのあたりはきちっとして職員の対応も含めてやっていただきたい。

今後の対応についてというのは宮下議員のほうで質問するということでしたので、経過だけで私はやめておきます。はい。

それでは、最後の質問です。

町税についてということで、未収金に対する回収の方法と、今回不納欠損をされておりますが、その不納欠損に対する考え方ということで、これ1番、2番にしていますけど同じような質問でありますのでちょっと言い混じるとは思いますが御了承ください。

まず、未収金の回収方法。今回が決算見ると約2億9,000万、調定額が19億と回収した収入が16億で不納欠損した分を引くと大体2億9,000万の未収額があったということです。

そうすると、次に質問する不納欠損でしたね。不納欠損額というのが今回1億以上、一般会計と国保会計ですか、特別会計合わせて1億以上の不納欠損がありました。で、2億9,000万っていう数字に不納欠損額の1億を、1億3,000万か4,000万くらいなんですかね、加えると3億を超えてたわけですね。で、不納欠損したっていうのは僕らの産業建設は不納欠損に対する説明がないんですね、どういう説明があったのか厚生委員さんとか総務委員さんに聞いたんですけども、私ら産建じゃあ説明がないんで何でないのかなあと思ったんで今回質問をしたんですけども、どういう方法で今後この未収金に対する回収を、この2億9,000万をいかに少なくですね、中長期的な面からも含めて考えているのか。ちなみに町の職員の給料が全部で18億以上ありますね。で現在、徴収、税収が16億と。一般の会社で言えばもう倒産してる状態ですね。ですから、いかにこの金額の幅を縮めていっていかっていうのはやっぱり、我々もそうでしょうけど町職員の努力、やっぱそういう徴収の方法というのもうもっと今まで以上に案を出して考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますので、中長期的な徴収の方法があればまずお聞かせ願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的にはやっぱり町民の納税モラルの高揚、これやっぱりちゃんと推進をしていかなきゃあいかなだろうと思っております。あとは徴収方法という形になれば担当課のほうで一生懸命頑張っておりますし、どうしても払えないとかそういうもう払う意思がない人ね、こういう人については生命保険はちゃんと掛けて払う人が税金は払わないと。こういう人たちはもう全部生命保険を今抑えているということで、生命保険がもらえるときは町のほうに入ると、そういう形で今税務課頑張っている。あと詳しいことは税務課長に答えさせます。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

納期内に納付しない納税者に対して、納期を過ぎた日から20日以内に督促状を出します。これは納期ごとに出します。その後、まだ納付しない納税者に対して再度催告状を出し、納税相談に応じてきた納税者に対して誓約をしてもらいます。誓約が履行できない場合が差し押さえと公売という形になります。差し押さえも、給与、預金、現金、先ほど言いました生命保険、不動産、車両等があります。

なお、県から地方税収対策本部北九州市地区特別対策班5名とともに未収金の徴収に当たってます。これはなぜ県が入るかちゅうと、県町民税ってなってますからその関係で入ってます。

また、町内はもとより他の市町村に徴収専門官が訪問徴収をしています。よって、未収金に対して厳しく対応してるところでございます。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 9月号だったですかね、広報ちくじょうに車の、言えば差し押さえですね。車の輪どめを購入したっていうのもありました。で、ああ、本当に本気になってそういう動産なりあれば、そういう未収 お金を払わない人に対してそういう覚悟で臨むためにそういう物を購入したんだなという気持ちはくみ取れるんですが、現実、本当にその状況を見れば、先ほどの話じゃないですが、本当にこう働く場がなくて払えない人、働きたくても働く場所がない人っていう方もやっぱり中にはおると思えます。いつだかも町長にこの話はしたと思うんですが、例えば今、就職口がなくて体も健康でですね、就職口がない方であれば今町の臨時職員とかですね、いろんな軽微な仕事とかいうなのでもあるんじゃないかなと思うんですね。それはいかがなものかなと思いますけども、そういうふうにしてでも働く場所がない人に対しては救済をするようなのも一つの考え方だと思うし、それによって少しでもそういう未収金を回収ができればいいんじゃないかなと思いますが、そのあたりは町長、どうですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 失業者、本町の失業者ですかね、これは国のいわゆる臨時対策事業で半年間は雇用をするということで募集をして、何人が応募して今半年間の採用してる人もおりますし、そういう形では私は国の制度にのっとってやっております。基本的には納税という形になれば、やっぱり法的に

もう払えないという形になれば、いわゆる徴収猶予という形もございます。実際ですね。本当にお金がなくてすれば、金のできたときにいう、時効にならないような形に持っていくと、非常にねえ今回の不納欠損では国保税、これが生活保護に陥ったら3年後にはもう取れないんですよね。この分が非常に多くございます。だから生活困窮者で払えないと、以前にかかった税金が3年間取れなきゃあもう不納欠損にしていかなきゃあいかと、こういう問題が多くて国保税が非常に多いんですね。固定資産はこれは差し押さえればいいんです。そうすればいわゆる時効の停止になりますんで、差し押さえしておればですね。国保、町民税、これは差し押さえが効かない、ないんですね。実際、不動産がなかったりという形になれば、そういう形で生命保険、今生命保険会社探しながらやって、これなら絶対確実に入ると、掛け金掛けて税金払わないのはこれは言語道断だということで、これを今徹底的に調査しながらやらしておるのが現実でございますしですね。それと預金通帳、これも銀行に照会して、あれば抑えるということをやっております。そういうことでしか徴収対策がならないし、しかし、ある程度経済対策の中でもちゃんと雇用対策もやっていくという形ではやっております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 徴収の方法の一つとして、今私もその臨時職員とかで未収税金が払えない、でも仕事もないという方を対象にっていうのも一つの方法だろうと。今現在、国の緊急雇用対策事業で何人が来てるということなんですが、それも一つとして、もう一つ、これ提案っていうか最近いろんな市町村でやってることなんですけど、税金を、税金とか使用料とかをコンビニエンスストアで払えるようにすると。北九州は、今聞くところによると軽自動車税はコンビニで払えるっていうふうな話を聞いたたり、この近くではみやこ町が何かそういう取り組みをもうぼちぼち始めようかという準備をしているのか、何点か、水道料金ぐらいできるのかな。水道か下水道、っていうような取り組みを今してるって話を聞きますし、余りよくない事例っていうのが新聞にも出てましたようにセブンイレブン セブンイレブンって名前出したらあれですけど、コンビニエンスストアで払ったのを実際は払ってなくて、その店員さんが着服してたっていう事例もあるんですが、非常に回収の方法とすれば便利でもあるし一考の余地ありかなと思いますので、我が町ではそのあたりの取り組みっていうのは今考えているのかどうかをお聞きします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には指定金融機関、今福岡銀行ですので、福岡銀行がそういうとこと業務提携やればできる、収納代理をですね。セブン銀行という形とかいろいろ銀行になってますんでできると思うんですけど、町としては今、町内相当金融機関ございますよね。それぞれ郵便局もよろしゅうございますし、それから銀行、信用金庫、農協、全部収納代理たしか受けておるようでございますし、全町的に大体網羅されておるんじゃないかなと。特に築城のほうはもう郵便局が上のほうまでありますし、

それから農協もたしか支所が築城のほうは上にあるんですね。椎田は支所がもうここ一個だけになってますけれど、距離的には築城が非常に奥が深いということでそういう支所のほう。椎田の分は農協、それから福銀、それから役場の窓口、それから信用金庫、全部納められますんで、そこんこまでどうだろうかという考えで、取り組みは銀行との相談まだ全くしておりませんし、町民の皆さんがぜひセブンイレブンとか、そういうね、ローソンとかそういう、要はコンビニでも納めたいという要望があれば別なんですけど、今のところそういう要望もあっておりません。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 要望はないでしょうけど、もう現実税金とかもそうですし、電話代とかそういうものも今コンビニエンスストアでは納められるようになっていて、私はもう利用しますし、特に若い方たらあれでしょうけども、そういう方もたくさん利用してるんじゃないかなと思うんですね。今、現在。それを町の税金って言ったらあれでしょうけど、使用料とかも含めてですね、先ほど言ったように含めて、そういうふうにすることが意外に便利であり、収納の一つの方法としては他町村も今取り組んでますので考えるべきだろうという提案ですし、そういう何ていうんでしょうかね、先ほど首藤議員が言ったようにそういうこうアイデアを出すようなそういうセクションっていうのやっばつくて、考えるだけはそんなお金もかかりませんし、そういうふうにしていくのも一つの方法なのかなと、職員にやっばそういうもの考えさせる、アイデアを出させるっていうのも非常に大事なことだと思いますので、町民から要望がないからしないじゃなくて、行政のほうが先駆けてどんどん推進していくっていうことも大事だと思いますので、提案っていうことでどっか頭の隅にでも置いてやっていただければと思います。

税務課長。何かありますか。いいですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

先ほど、お金はかからないって言ったんですけど、これすごくお金かかるんですよ。それで私どもみやこ町さんがコンビニ収納やってます。ほいで視察にも行きました。4税すべてとそれと介護保険料、それと水道料金、上下水道の料金をやっています。ほいで、苅田町さんが軽自動車のみです。これ、なぜ軽自動車という、軽自動車は更正処理がないもんですから、意外と納期内のやつで支払いちゅうことで、それでお金の件を申しますと、一度福銀さんの地銀のほうと契約しまして、これが1件当たり58円ぐらいかかるんですよ。そして、プログラム修正料として何ぼかかるかわかりません。ほいで用紙がですね、最近一応納付書の用紙を定形外 定形内の用紙に変えまして、ほいでそれが大体変えたために金額的に60万か70万ぐらいの郵送料の削減になってます。ほいで今度はコンビニ収納しますと定形外になりますから、だからまたそういうのが用紙の関係でかかるやつで、経費として余計かかって、そして収納率ちゅうのは上がりません。聞いたら納期内納付は支払うんですけど、払わない人がコンビニに払うちゅうことは余りケースがないんですよ。だから払う人がコンビニで払うちゅうことで、そういうデータ

で、ほいで、実際納期 滞納者に対して云々ちゅうのは効果が余りないちゅう事例も一応出てます。
以上です。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それで、今口座振替っていう制度はございます。これは税務課、それぞれ各種町の料金は口座振替制度を大いに町民の皆さん利用していくと、この啓蒙はまだまだたくさん私はやっていいと考えております。そうすることによってキャッシュレスという形になりますんで、この制度をどんどん伸ばしていくということを各課今やっておりますんで御理解ください。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 今、税務課のほうで今研修にも行って、そういうコンビニ収納に関するデータっていうんですか、のも勉強してるようです。ですから、僕お金がかからないって言ったのはそういうアイデアを出していくのにお金がかからない、当然そのコンビニですれば手数料取られる。それぐらいのことわかるんですが、そういうアイデアを出す機会をどんどんすることがこのその収納率がったり、いろんな町の問題を解決するんじゃないかなっていうことでそういう意見を上げられる場所をつくったらどうですかと首藤議員の言ったようなことなんです。それが町の活性化にもなるし、町の職員の向上にもなるということです。

じゃあ、次の不納欠損なんです、これも金額が大きいんで、かなり踏み込んだところまでことはしたんじゃないかなと思います。金額が物すごい太いんでね。

で、問題は、その不納欠損っていうのは今町長が説明があったように、そういうもうどうしようもならない人を落した。これは当然そうなんです。どうしようもある人を落しても仕方ないんで、ていうことはわかるし、そういう人たちの不納欠損ってしなければいけないのはわかるんですが、じゃあ来年以降ですね、ことしが約1億4,000、5,000万ぐらいあるか。対して来年以降どうなるかということですね。来年またこんなにあるんですかっていう話になるのか、いやことしかなり踏み込んだところまでやったんで、来年は物すごい少ないですよ、なのか。不納欠損っていうのは結局払わないわけですから。

議案質疑で宮下議員の質問に、町長は広報等でいろいろ知らせるといふうな話もしてましたし、払わなければ払わんほうがいいねってような状況にならないようにですね、するのが当然この役目だろうと思うんで、来年以降の何ていうんでしょう、計画というか不納欠損っていうのがもうどれくらいあるのか、見込み、見込みというかですね、ことしよりも少なくはなると思うんですが、どれぐらいしなければいけない状況なのかというようなことがわかれば教えていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

来年以降は確実にこの金額は上ってきません。ほいで、なおかつこの収納率が100%収納率じゃありませんから、95%、国保入れたら90%ぐらいですから、だからそれに応じて調査を全部していきま

す。それで、ここにあるんですけど、認められたやつが地方税法の18条の1項、地方税15条の7項の5項に、この三つに応じて一応調査をして、不納欠損で落ちるかどうかを判断しています。だから、安易に払わないからちゅうことで不納欠損はしてないです。

ただ、不納欠損を、ほいで今不納欠損をしたんですけど、これは5年間ありますから、5年以降のやつはまだ不納欠損をしてないですから、その分は厳しく滞納処分をして、滞納処分とセットにしてやっていきます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 少なくとも当然なるでしょうね、こうして見たら。昭和53年度ぐらいしか17、8年ぐらいまでかな、不納欠損してますので、今税務課長が言ったように5年間あるので、そりゃあ厳しくやっていくよということであれば、こんな金額絶対上ってこないと思いますし、また上がったら本当何なんかっていう話になると思いますよ。皆さんが。いつもいつも不納欠損落して、て話ですし、さっき言った未収金の関係とかもありますから、回収どうしてるのかっていうのは問われると思いますので、来年、またこのおるかどうかが私わかりませんけども、こういう決算議会のときにどんな数字になってるのかっていうのは非常に楽しみです。さっき言った未収金も少なく、不納欠損も本当に少なくなるようなですね方策をとって頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

.....
議長(成吉 暲奎君) それでは、これで午前中の質問は終わります。

再開は午後1時10分からいたします。

午後0時05分休憩

.....
午後1時10分再開

議長(成吉 暲奎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目に、4番、塩田文男議員。

議員(4番 塩田 文男君) 通告に基づかしてもらいまして質問に入らしていただきたいと思います。

私は、指定管理会社つきプロヴァンスとしいだサンコーについてという形で質問したいと思います。

つきプロヴァンス、しいだサンコーという形で質問させていただき 途中で両方同じこと聞きたいところありますんで、同じ ちょっとずれるかもしれませんが御理解のほどお願いしたいと思います。

まず最初に、先ほど平野議員の質問のときでも町長、第三セクターという形で答弁されたんですが、つきプロヴァンスとしいだサンコーは指定管理者と思うんですが、その辺をちょっとまず最初にはつき

り聞きたいと思います。どちらでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 町長ですか。

議員(4番 塩田 文男君) はい。

議長(成吉 暲奎君) 今、質問。(笑声) 新川町長。

町長(新川 久三君) 両方とも指定管理はしております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) ありがとうございます。

それでは、つきプロヴァンスについてちょっと質問したいと思います。

前回、その前から椎田バイパス高速道路無料化という形で顧客が減ったんじゃないかとか、交通量の変化という形で、いろんなことが起こり得るんじゃないかという形で質問がされてきておりました。その中でポイント、それに基づいてかどうかわからないんですけども、今現在つきプロヴァンスについてはポイントカードを導入したという形で聞いております。

そこで、社長である副町長にお尋ねをしたいと思います。

現在、その無料化になってからのつきプロヴァンスに対しての売り上げの変動とかですね、そのポイントカードをしてどのような効果ができたか、またどのような効果を今から生む活用をしていけるんだという形で内容を説明していただきたいと思います。

それから、もう1点、つきプロヴァンスの資本については、資本の内容もあわせてお尋ねしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) ポイントカードが約今5,200名ほど作成をしていただいております。そのうち築上町が大体20%、30%弱ですか、あとみやこが20%代、そして北九州市の方が20%、あと豊前、中津、遠くは山口県というような分析になっております。

それで、椎田勝山線の交通量ですけど、6月の22日が1万2,000台走ってたのが6月の29日は6,400台ということで約8,000台、60数%の台数が落ち込んでおります。それで売り上げは、皆さんが心配していただけますけども、7月が13%、8月で15%減という形になっております。交通の量から比べれば15%っていう想定内で、従業員の皆様も今頑張っただいてるんじゃないかなと思っております。

それと、今一時ほど椎田バイパスが渋滞ということで椎田勝山線のほうに少し流れているきらいもありますし、とにかく売り上げで一番目立つのが夕方っていうか帰りの交通の量が減ったということで、昼からの購買っていうか売り上げが落ちているというような分析になっております。それについて今後どういう形で対策をとればいいのかっていうのやっぱり運営協議会、従業員と検討して、できるだけ売り上げの減の幅を落とさないようにしていきたいなと思っているところです。

以上です。(「資本」と呼ぶ者あり)資本は、町が240株か。築上町が。あと、メタセ、アグリクラブが30で、あと商工会と農協が10、10ぐらいじゃなかったかなあとっております。記憶、85から85%、90まで行かないんですけど、85%が築上町の株式保有の率だと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 高速道路の無料化についてという形での内容なんですけども、高速道路が完成予定がいつだったんですか、2026年ぐらいだったんですかね。3年4年ぐらいの間に、今真っすぐ無料なのが途中で料金所に向かっていくという形になっていくと思います。その辺については賛否いろいろあると思うんですけども、また5年後、4年後ぐらいにはまた交通量多くなるんじゃないかという形で、交通量っていうのはいろいろあるわけなんですけど、今僕が一番今回のポイントカードについては非常に評価をしたいと思ひまして、その評価は今、副町長が今言われた築上町が30%、他の町村が何%、何%ですね。これが名前 ポイントっていうのは恐らく住所、名前全部聞いた上のポイントカードでしょうから、そういったのをフルに活用する。この活用の仕方によってはプロヴァンスの何ですか、コマースナル、いろんなイベント等にもDMにしても使えていけるんじゃないかと思っております。

交通量云々というのは、非常に厳しい中でしょうけども、そういったポイントカードの情報をやっぱりもとに今後の展開を図っていただきたいなと思ひます。

資本について、あとで、これしいだサンコーにも言われることなんですけど、聞いていきたいと思ひますが、後ほど聞いていきたいと思ひます。

次に、先ほど答弁でもありましたが、副町長がついきプロヴァンスの今現在社長をされていて給料を受け取っていないと聞いておりますが、なぜ給料をいただかないのですか、お尋ねしたいと思ひます。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 常勤ではございません。非常勤でございますし、会計士とかいろいろな方のアドバイスもありますし、私が給料もらえばその分の売り上げを、10万もらえば150万の売り上げを上げなきゃあならないし、年間にすりゃあ1,000数百万の売り上げがないと給料分が出ないと。まあそういうことで第三セクターじゃあないですけど、出資してる公社ですので、会社として利益を上げて、少しでも留保金、貯金っていいですか、そういうものをためていけば将来何らかの設備、投資する上において町のほうに迷惑をかけなくて済むんじゃないかなあかなあというような考え方の中から無報酬ということにいたしました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) じゃあ、重ねてお尋ねします。

きょう政倫とかいろいろ条例とかいろいろ言われてましたけども、あれ、じゃあ給料もらっても全然問題

はないという認識でいいですかね。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) そりゃあ非常勤ですので、給料ということはないと思います。ただ、理事報酬はもらっても法的には差し支えないと思いますけど、それあえて固辞するものではございませんが、そこら辺は議論は、もらうもらわないの議論ですので、あえてもらうちゅうこともないと、もらう必要もないかと思えます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) わかりました。私は給料もらってもいいんじゃないかな。非常勤ですから給料ちゅうかお金を、非常勤での、何ですか、役員手当じゃないけど非常勤としての給料の出し方もあるかと思えますので、私はそのように考えてはおります。

これは先ほど副町長、公社と言われましたけど、指定管理者は一つの株式会社ですので公社ではないと思えます。

で、以前、副町長が社長に就任されたのが例のお米で問題になった時期ですかね。で、いろいろ役員会等で社長に就任されたと思うんですが、今回も総会で恐らく社長が続投で決まったんでしょう。で、このままずっと社長続けられるのか、それとも何かいずれの計画があるのかお尋ねしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 別に現時点で将来云々とかいうことじゃありません。今の毎日の月の日々を一生懸命するだけのことでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) はい。わかりました。それでは、つきプロヴァンスについてはこれぐらいでいきたいと思えます。

次に、しいだサンコーについてお尋ねをしたいと思います。

本来の目的という形で、これもしいだサンコーが施設の管理、運営会社という形で資料も大体いただいておりますが、以前から町長は産業振興を目的としたと形でと言われておりますが、本来、そのしいだサンコーについての本来の目的を町長、もう一度御答弁いただきたいと思えます。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) しいだサンコーという名前は、私が一応社名変更、私が社長のときにしました。というのが、エスポワールエイジという会社です。その会社の前身で第一次産業振興公社と農業公園管理公社、これがあったわけですね。前々町長のときにはそういう形で公社が二つございました。それが前町長のときに一応第一次振興公社を一応廃止して、それからエスポワールエイジ

に公社を株式会社化していったという経過がございます。そして、私は第一次振興公社とそれから農業公園管理公社一緒にして、そしてまたピラパラも管理するというふうな考え方でしいだサンコー株式会社に社名変更したわけがございます。そして、定款もすべての項目と、そして一時派遣業もするというところで、それは塩田議員の指摘で派遣業は一応もうやめたとでございますし、そういう形の中で第一次産業振興公社で、これは農協からきょうの一般質問で話題になった信田淳社長が、農協から出向してこの第一次振興公社のいわゆる代表として来ておったわけでございます。だから、そのノウハウを生かして、今後やはり農産物、それから農産加工品、それから林産物、林産加工品、それから漁産物、漁産加工品と、こういうものを手がけながら第一次産業振興をやっていたらこうという手はずのときにこのような政倫の問題が出てきたというのは現状でございますし、そういうことで、今までの経過はそういう形で、目的はやはり町の施設の管理と、それから町の産業を振興すると、このような観点から一応今の設立しておるサンコー株式会社はですね、定款を見ていただければわかりますけど、すべてのものを網羅してできるような形になって、早速もう今農産加工品を手がけて販売していこうということで、製造元は農家の営農組合がやって、発売元になっていこうと、このような矢先にきょうのような事態になってきておるといのは事実でございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) この今現在しいだサンコーについて、これは歴代の首長からの、代々、途中名前も変わった、いろいろあるんですけど、最初公社とか実際は公社じゃなかったとかいろいろこう展開があって今日まで来ておるわけですけども、サンコーはコマーレとかピラパラ、アグリパークの管理運営会社であり、で、以前から言われるセラピー事業、これ次に出しとんかな その辺も、まあこれ同時に聞きましょう。セラピー事業についてもいろいろと、話がいろいろ出てきております。

そこで、町長が6月議会のときに西口議員の質問の中で、これから、儲けていけと、総会で重々利益を上げる会社にしていけという話をされたというのがその今いう特産物のその辺のことなのかもしれませんが、もう一度お尋ねしますけれども、どのようにして儲けていかれるのか。

それから、そのセラピー事業というものを以前から言われて数年たちますが、実際にこれはサンコー株式会社がセラピー事業を立ち上げるのか、それとも役場の担当課になるところが立ち上げたものをサンコーが委託を受けるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的にはサンコーがもうかるという形になれば、町から委託金とか、それはそれでこれはとんとんで私はいいいと思うんですね。町の委託する事業は儲けんでいいと、とんとんでしなさいということで、以前の社長に私やかましゅう言うたことあります。余り高い委託料は後で次の年減らすぞと。そのようなことで社長と大激論したこともございます。前々社長とですね。

そういう形の中で、町からの金はできるだけとんとんでいけと、そして後は農産物とかいろんな外部、いわゆる町内、町外からいわゆる払ってもらふ金はどんどん儲けなさいという、これが基本でございますし、そういう意味でさっき言ったセラピー事業、これは今いわゆる極楽寺にある森とのふれあい整備事業でやったいわゆるピラ・パラディと、それとか博物館、いろんな施設でございます。これを大いに活用した形で、長期滞在型の健康指向の人を集めた形でいろんな事業をやれということで、例えば健康指向ということでいろんな教室もございます。薬草教室、ヨーガの教室、それからあとはお医者さん呼んでの教室ということで、長期滞在型ということで1週間コース、3日コースと、そういう一つのカリキュラムを組んで福岡市、それからひいては今北九州市空港もできました。東京あたりも呼びかければ便利のいい形のところになったんで、私は必ずそういう森林空間を利用した健康型教室というものはPRしていけばこれ成り立つ。そうすればピラ・パラディの運用も非常に有意義になるんだというふうなことで提唱してるんですけど、なかなかまだその実効性、それどこがすのかというお話にもありましたけど、当然やっぱ町もやっていかなきゃいかん。きょうの話でもシナリオづくりと舞台づくりと役者っていうの話しましたよね、町はやっぱりシナリオと、やはり金を国からとってくる役割。そして、そういうサンコーあたりが舞台づくりという形でやっていかなきゃいかんとこのように考えております。

そういう一つの考え方で、外部からお金をもうけるというのは、町外からの皆さんにお金を落してもらう、物も加工品を売ったり農産物を発売元なってどんどん出荷をしていくという形がこれがいわゆる儲かる会社というふうな考えてるところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) もう一度ちょっとお尋ねしたいと思います。

セラピー事業っていうのは町が、町が事業を、国からお金もいただくんでしょうけども、町が事業を立ち上げてしいだサンコーに委託するのか、しいだサンコーの組織の中にセラピー事業推進っていうのがあるんで、そこんところをどちらが、しいだサンコーが立ち上げるのかあるいは町が立ち上げるのかはつきりお願いします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 町がしたら儲かるわけいかなので、サンコーが実施して、指定管理者としての団体ということで頑張っ、収益はサンコーに上げてもらうというのはこれ主体でございます。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 余り、サンコーが主体で受けとっていいわけですかねえ。

じゃあ、今回指定管理者という形で、しいだサンコー、つきプロヴァンスですか、あとFMを含め、あと自治公民館等も全部そうですけども、この2社についてお尋ねしたいんですが、大体全国的に平成15年に指定管理者制度というのができ上がって、うちの場合18年に立ち上げてやっているわけですが、指定管理者で今まで管理委託契約、昔の第三セクターと言われる形の中で移行して指定管理者に

なったケースっていうのが全国的には3分の2くらいあるそうです。で、ほとんどがそういう形で指定管理者をしたんですが、指定管理者という会社 指定管理者制度というのを明確に考えていくと、どうも今現在あるうちのプロヴァンスとしいだサンコーとかについては、従来の第三セクターとしての考え方で、その内容でそのまま来てるような気がしてなりません。大体指定管理者制度に移行した場合、出資も大体民間で会社があるわけですね、その会社、要するに会社、法人団体、NPO含めてあるわけですが、今回のうちの報告にもありますけども、例えばしいだサンコーで言うと、まだ物産云々で利益は上ってきていないと思う。そして指定管理の施設の管理運営については先ほど町長言われたように、それは儲ける儲けじゃなくて、それは委託してるんだからそれでいいと。

しかしながら、それはそれに今言うわけじゃあなくて、この報告にも、例えばコマーレの入場料、女性ホールの入場料、でアグリパークでの畑、またピラパラの入場料とかが、そういう町民から使用料として上ってきた分のこれが税金なのか、それ使用料で入ってきたのかとかいう収支は非常に見わけができません。これが全国でも問題に上ってきている事例が実際に上ってきてます。

そして、指定管理者というのは、町長はいつも答弁の中で取締役会で決まった、取締役会で決めたことだからという形で、社長がいつもちょろちょろ変わりよる。で、本来ならば指定管理者っていうのは町は管理しなくてはいけません。管理監督責任っていうのが生まれるんで、町は非常に強い権限持ちよるわけですね。だって、公募式か公募式じゃない、いろいろな選定方法あるんですけども、いろんなうちのデータ見るとうちのはすべて公開しないなんですね。選定方法も公募はしないやり方での、そういうやり方あるからそれはそれでいいんですけども、ただ説明もしないというそのわからない指定管理者制度、要するに従来の第三セクターをそのまま指定管理者制度として受け継いであって、実際の指定管理者としての役割を果たしてきていない。

だから、民間で活用でっていう形でしますけども、先ほど町長はそういう、今現在JA出身の方が今こうやって社長についてこられてやってきておられると。しかしながら、会社は町の会社ですね。今おられる方全員、この町の、しいだサンコーなくなればただの個人なんです。別段個人、何かの民間活力を導入できるという、この目的に沿った民間のA会社があった、その会社に管理委託したという形にはなっていないわけです。だから、あるときは取締役会でという形、答弁逃げられるわけなんですけども、で従来は館長が社長やった。で、結果的に今は館長と社長を分けてる。そして非常勤まである。ほかのところの全国的な指定管理者でいくと監査とかは大体町、各町、各市がやっている。著しく激しい場合は職員を常駐させてでもその施設を監査させるというところまでやっていける制度でもあるわけなんです。

例えばセラピー事業、もう6年か5年ぐらいになるんじゃないですかね。これは恐らく町がやることなんですけども、そういう指導、町長答弁で、何遍言っても言うこと聞いて、何遍でもなかなかやらんと。そういう管理指導のもとで指示に従わなければ指定管理を取り消すこともできる。そういう指定管理っていうのは町が大体の権限をすべて持っている。要するに施設を管理運営を委託する。で、そういう形の中で

これはあくまでも協定書を結んでやっているんで、そういう使用料とかは全然明確に出てこないし、どこで利益があって単に委託契約がどれだけで、使用料とかそういったのはどうでっていうのは出てきておりません。

そこで、町長にお尋ねしたいんですけども、本当のそういった指定管理者制度、指定管理者の会社として、今後改善自主的にやる気が、やっていく気があるかどうかお尋ねしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 塩田議員ね、指定管理者ということで管理を指定するというので、あと今までは委託で全部管理委託契約でやってましたよね。それをもう指定管理にして、すべての権限をもう町から指定管理のほうにゆだねるとい形になっておりますよね。そういう形の中で柔軟的にそれぞれの施設が指定管理のもとに、それぞれの運営のもとにやっていけると。そしてまた、いろんな修繕とかなんとか出てきたときは、町が金を出さないでそこでやりたいという形になればやれるということで、今まではすべてのそういういわゆる施設の改善等は町が予算を持ってやらなきゃあならなかったんだけど、自分とこで金を出すからやるよという形になれば、それはそれでやらせることができるというふうなことで、ある程度柔軟な対応が指定管理者の指定をすることによってできることがあったということで、指定管理者の自主的な活動を今まで妨げておったところが、これをそれぞれ自主的な活動に切りかえることができたということが指定管理者の私はメリットだろうと思っております。

そういう形の中で、しかし、さりとて町の施設であります。だからあんまり無手勝流にいろんな形にされたんでは困るということで、その点では私どもは町として管理監督を行っていくと、その必要もあろうかと思っておりますけど、基本的には第三セクターであろうとそれとも全くの民間会社であろうと、指定管理をした以上はそこに責任を持っているいろいろやってもらうと。そして歳入についてはそれぞれ自由に使ってもらうというのが指定管理者の制度と私は解しておるところでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 町長。いいですか、僕の言うのと実を言う、違うんです。今町長が言われたのは、指定管理者が町の施設が個々老朽化して修理を伴うとか、そういったことについては町もそれを管理者に対してやる、そういうのも含めてですね、そういうのも含めて。また、使用料とかも含めて、使用料の管理もその管理会社ができるわけなんですね。その辺については全然、これはもうルールですから問題はないわけなんです。そういったときはそういった形で指定管理、運営、あと使用料とかいろいろなすべてのものも含めて、修繕代も含めて、指定管理者に委託して、その都度そういった形でやっていくことができる。

ただ、この指定管理したいだサンコーっていうこの会社 ついきプロヴァンスの場合、ほかの株が幾らか入ってますよね。ただ、町が入ってないのが大部分なんです。指定管理とういのはあくまでも

民間、でもこれもとりあえずは株式会社ですから民間なんです。民間でのその指定管理者としての役割。それを町が100%、要は子会社が指定管理を受けて、それを町が管理するっていうのはいささかどうなのかなと。特に、例えばしいだサンコーにすれば、しいだサンコーにすれば、今物産云々をやられているんでしょう。社長とかそういった方が民間ちゃあ民間になるんですけども、何ですか、先ほど言われたつきプロヴァンスじゃないですけども、しいだサンコーが例えば副町長が非常勤で社長をされても別段問題はないと思うんですよ。経費かかんない。今現在非常勤まで入れて年間500万かかってます。で、恐らく90%以上は税金ですから、この指定管理者っていうのは町の会社を使うんじゃないって一般に公募とか、あと例えばこの会社を、何ですか、会社じゃなくてその企業、そういったやってる会社が公募して選ばれてと。公募しない方法もあります。公募しなかったらその人たちに全部株を取得させて会社を、ちゃんとした会社にすればいいです。この会社の役員、社長とか常務とか非常勤とかまで大会社社におりますけども、この人たちの会社やないやないですか。この人は何ですか、たまたまの社長でしょう。で、自分の会社じゃない会社の社長という形になるわけなんです。だから本来の指定管理者としての制度について、そういった方向で向けていく町長のお考えがあるかどうかを僕はもう一度お尋ねしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今のサンコーとそれからつきプロヴァンス、それからスターコーンFM、ほとんど町の株が入っております。サンコーは信用金庫と あっ、信用金庫はのけまして福銀と農協が入ってますね。それからプロヴァンスは町とそれから商工会と、それから個人の数名が入っております。それから農協も出しております。それから、スターコーンは町とそれから個人の株主という形で入っておりますが、基本的にはこれは三つとも町が設立したいいわゆる第三セクター、完全なる民間の会社とは違います。だからけさも話をしたように、政倫は灰色的な考え方もできるかなあと、白に近い灰色と私は申したわけですね、だから。そこんところは物の考え方で町がつくった会社だと。だから町の職員と一体的なものがあるけれども、しかしあといろんな特典が出てくるわけね。町の直接のいわゆる機関ではないということで第三セクターと。そこではいわゆる民法も適用できる会社、それから商法も適用できる会社。そのかわり利益を出せば法人税を払わなきゃあいかん会社、そういう形になってまいります。それが新しく今の形で、本当は昔ならすべていわゆる公共機関は出資をしてなかったんですね、それが公共機関が出資して第三セクターというのをつくっていいという形の中で、自治法の中に出てきたという形になります。その自治法の中で午前中の平野議員との質問の中でも、いわゆる首長、副町長あたりはその代表者になっていいというでございますけど、そういうさっき質問があったような形で民間にするかという形で質問があったんですけども、私は第三セクターをつくった以上第三セクターで管理委託をするいわゆる指定管理を私はすべきだと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 町長、いいですか。私の話、よく聞いていただきたいなあと思うんですけど、だれも私、社長をやめれとか言ってるわけじゃあ何でもないんですよ。その白とか灰色とかそういう話してるわけじゃあない。いいですかよく、もう一回言いますよ。指定管理者、これ18年つくとときにこれ議会議決が要って、議会議決で指定管理者になったんです。だから町長が第三セクターとしての扱的なことをやっていきたいとか言ってもそれは通らないんですもう絶対に。

だから、今まで、だから指定管理者を受け入れて指定管理者として管理委託契約、当時の第三セクターが指定管理者になってきたというのは大半を占めてるんですけども、徐々にそのほとんどが今選定方法とかいろんな各種団体、NPO、株式会社、いろんな企業、例えばコマーレにするとしたら、大きいそういった会館を持ったようなところがうちとそれからどっか北九州市か博多にあって、提携してここにもそういったものを、いろんなイベントを持ってこれる。そういった会社が参加して運営やると、それについては利用者がこれだけ利用料がこれだけ入りましたよと。で施設を修理したらこうなりましたよという形の分にみんな切りかえていっている。

だから、町長今言われた第三セクターという考え方は、もう悪いですけどもそれつくるならもう一度どこかできつっていただきたいですが、これは指定管理者として議決した案件なんで、この会社2社とも指定管理者なんです。だからそういったのは通らないでしょうし、町長、そういった形でもう一度ですね、これ僕たち議会もこの指定管理者のやっぱり検討委員か何かをつくるぐらいのことをやりたいなと思います。

まず、じゃあもうこれを余り言っても仕方ないんで、これはそういった方向でやっていくべき。なぜかと言うと、今言ういわゆる税金と利用者とのそういったところのはっきりできないような問題が出てくるとか、民間の活力を、そういった民間の能力をフルに使い、創意工夫した、民間が施設に入ったらその民間に乗っ取られるんじゃないかという懸念をなくすためにいろいろ模索して出てきたのはこの指定管理者でもありますんで、そういった民間活用に準じたその施設の運営をできるような形で今からつくっていただきたいと思います。そして、今のところこの指定管理者については5年の契約、5年という形になってますんで、来年6月ですか、もう一度議会の議決が要るんじゃないかと思います。我々議会がその指定、議決できるのは指定をさせる施設、例えばビラパラとか農業公園とかいう形ですけども、それと指定期間、それからそういう指定を受ける団体、要するに会社のことですね。そういった議会議決、来年もあるんで、ぜひそういった指定管理者についての一度勉強会も、本当の指定管理者とはこういうもんなんだというものを勉強会を町長も実施していただきたいんですが、議会もそういったので勉強会を議長にもお願いして、一度勉強会を開いていただきたいと思います。そして、付せてこの2社の、当時の、これは5年ちゅうても5年契約じゃないらしいんですよ。契約じゃないらしいんですけども、まずそういった当時に結んだ協定書の資料請求も付せてお願いしたいと思います。町長、そういう指定管理者の勉強会っていうか、そういった内容のこう形の勉強会みたいのやっていただけますか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然執行部としてはそりゃあいろんな勉強はやっていき、塩田議員は塩田議員でやっていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) がくっときますね。じゃあ、何ち言えばいいか。そう言われたら話にならん。

指定管理者としての 困ったな。(発言する者あり)まあ、そうしたじゃあ私もちょっと質問しながらやっていきたいと思いますが、それでは、じゃあその指定管理者について、恐らく来年、来年でしょうけど、何らかの形で資料が出るでしょう。継続するのかわからないのか、そういったときに付せてそれはしていただきたいし、議会でも指定管理者のそういった勉強会等開いてやっていただきたいなと思いますが。

じゃあ、もう一回聞こうかな。町長、そのしいだサンコーとこれについてはこのままでやっていくという考えでいいですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、さっき言った第三セクターを町がつくってるという形になれば、当然そこがやるべきだと私は考えておるといことで、いろんな業種をふやしてもらえば、その中でいろんな業種をふやして、独立採算に持っていってもらおうということが私は一番好ましい姿ではなからうか。今つきプロヴァンスは今のところそういう形のものが今出てきております。だからそういうひとつの、しいだサンコーにしたってFMにしたって、どんどん自分で収入を得れるような第三セクターになるようにそれぞれ取締役会が頑張って、そして代表取締役がおりますんで、そこで頑張ってもらおうといことを、そのためにはいろんなサポートも町はやっていかなきゃあいかんだろうとこのように考えておるとこでございます。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) それやったら町長、その指定管理者を指定外して第三セクターに戻したらどうですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) だから、一応町の範疇にあった場合は指定管理をしてない場合は少し自由がきかない第三セクターになると。指定管理をしたら少しは自由が、十分に羽ばたけるようないわゆる株式会社になるといことで、当然は私はそうしたほうがいいだろうといことで、すべてが町の世話を焼くんじゃあなくて、自主的に取締役会で社長が提案して取締役会でいわゆる同意していくと、そういうやり方ができるような私は第三セクターであってほしいと。そうすれば指定管理をしたほうがよりスムーズにいくんではなからうかなと考えておるんです、指定管理をやっていくといことで理解を願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) はい。わかりました。余り言っても、これ以上ちょっとどうかなと思います。

これ私が実際に言いたかったのは、当時指定管理という形で委託契約を受けた会社がそのまま指定管理者になってきたと。そこでの問題点がまさにうちの場合はその問題点の中よりもう一回りちょっと悪くてですね、だんだんとやはり社長交代とか社長云々とかいうことに対して、民間民間、指定管理者とは言いながら、そういったOB含めてそういった形が疑われる、そういうふうにおかしいんじゃないかと言われるようなことがどこでも起きてきております。そういったので指定管理　そういったことで今の形の本当の指定管理者に戻しませんかというのが私の意見だったんですけども、来年度からの、来年度からというよりも今回もそうですけども、指定管理者としての収支報告の出し方、先ほど言ったように利用料とかそういったのが幾ら出たんだと、そして施設管理、運営費がどうなったんだという形で、こういう形で決算書を出していくような、今までの第三セクターと全く同じ出し方しかしてませんので、指定管理者としてのちゃんとした出し方を指導していただきたいと思います。

今回いいだサンコー40万ぐらいの利益になってますけども、それが実際には使用料って幾ら上がったんだというようなことの見わけがつかない。指定管理した会社が税金が幾ら使う　管理運営で税金が幾ら使われて、実際の利用者、町民が使った利用者が幾ら上ってるんだというところはぴしっと分けて出していくと思いますんで、その辺、指定管理者としての出し方をしていただきたいと思います。

それじゃあ次に行きます。

次、旧蔵内邸について。

蔵内邸について、私は名勝指定については賛成の立場をとってまいりましたが、予算についてはまだ早いんじゃないか、途中で間に合うんじゃないかと思って私は反対をしてみいました。

名勝指定についてなんですが、今どこまで進んでいるんでしょうかお尋ねします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課、田原です。

今現在ではまだ全然進んでいませんけども、スケジュールとしましては22年度の秋取得後、学術調査を1年かけて、それと調査報告書作成ということで22、23年度で計画しております。それと24年度になったら一応国の文化審議会が年2回、春と秋に実施をしておりますので、24年の8月申請をして、25年の1月決定ということで進めたいと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) この名勝指定というのはなかなか聞き慣れない、今回こういうことが起きて聞いたことなんですけど、これはそういう専門業者みたいなものがあるんですか。その辺こう、どういったところに出してどうなるんだよみたいな、そんな専門的なところがあるかどうかわかんないけど、どういう、それ今秋に何やる、いつ出すっていうのは大体わかったんですが、大体どういうところがこれは受けるんですか。それとも町で何か独自に資料作成でやるのか、詳しくわかれば教えてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 土地については……

議長(成吉 暲奎君) 名前、名前言って。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課、田原です。

学術調査ということで庭については専門業者、それと埋蔵文化財については一応担当者ができるということで聞いております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 済みません。専門業者 名前言えじゃあないんですよ。専門業者っていうのがわかんないんで、それどういった、例えば土木専門とか測量専門とかあるやないですか、そういった何かないですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課、田原です。

その分については委員会のほうで答えたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) はい。ぜひお願いします。

次に、今後の運営についてという形で、今現在 先日、議会初日にいろいろと何かあったみたいですが、今後の運営について、以前運営予算とか書いた中での内容がありますが、旧蔵内邸のみでの運営方法でいくのか、いろんなさまざまなことも含めてやるのかわかりませんので、どのような今運営を考えておられるかお尋ねします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課、田原です。

全員協議会の中に一応素案ということお示しいたしました。企画、産業、商工課、生涯学習課で一応お手元の全員協議会の1,510万ぐらいで収入、支出ということで運営していきたいと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 1,510万っていうのはこの前もらったこの分ですね。新聞にも出ました。入場料が幾ら見込みを予定しているという形で、それを言うとは思いませんでしたけど。

じゃあお尋ねします。その3万4,200人という予定の人数というのはどういう、これ平均200人とありますが、どの辺のデータからこう出たんでしょうか、お尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) この分については、一応メタセの関係の入場料とか入場者数等を勘案し、それと伊藤伝衛門邸の関係で金、土、日、約200人ぐらいでこのくらいが妥当ということで計算しております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) メタセの杜とか伝衛門さんのところの話なんでしょうけども、じゃあちょっと町長にも改めて、これが3万4,000人入らんはこれは想定の人数なんでこれはこれでいいとして、全体、この蔵内邸についてどのような集客の努力とか、例えばこれには今からなんでしょうけども、いろいろガイドの作成等いろいろありますが、そういった細かいところ、今こうしようと思うんだとか、何か担当課の方、もしくは町長、また教育長でも、非常にこれは楽勝な経営になるかならんか、いや厳しかろうというような、何かもう少しこう、今からもうぼちぼち今議会で町が一たん購入してですね、それから購入したらいろいろこうかかって、いつにオープンする予定だとか何かあると思うんですよ。1,520万でやろうと思ってますというんじゃないですか、町挙げてこうやるんだというような何か、この場でぼーんと言えるようなことを何か考えたことないんですかね。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私も再三申し上げております。これは築上町の宝だと、文化財だということで、まずやはりこの宝を保存していくと、後世に。これが第一の目的です。そしてその保存していくためには金がかかるといって、この金をやはり外部から出してもらおうと、これがベターなやり方です。すべてを町の財源で賄うわけにはいかないだろうと。そうすれば飯塚の伊藤伝衛門邸やいろんなところでいわゆる開放しながら皆さんにいわゆる見学料をいただいて、その一部として充てておるようでございます。これが本当に伊藤伝衛門邸のように10万人20万人来れば、それだけでも将来のいろんな負担も確保できるわけですけど、そうはいかないだろうといふことで、そしてまた、今から実質的には保存、旧蔵内邸保存協議会というものを立ち上げていって、その中でぴしゃっとした考え方をつくっていくということ。そしてまた、そのいわゆる見学料をいただくためにはどうするということ、ボランティアの育成、説明員の育成、そういうものまでいろんな形で検討をやっぱり実際取得後にですね。そして、今、取得後すぐには修繕が入ってまいります。大分傷んでおりますんでですね、そういう修繕をやりながらいわゆる多くの人に知ってもらうためにはいわゆる蔵内邸取得後には町民に対する無料開放も一回は私はすべきだろうとこのように考えておりますし、そして多くの人にこの旧蔵内邸の価値ある物をとということ意識を持ってもらいながら、町外のほうに宣伝してもらえればありがたいかなと思っておるところでございますし、基本的には文化財の保存、そしてひいては後、財源を捻出するためにどうするかというのを今から工夫を出していくと。これはもういろんなところをまねしてやらなきゃあ独自にはできない。

それから、本町のいわゆるそういう文化財、たくさんございます、本庄の大楠等ですね。そういうものの、ツアーを独自に組むということもこれは可能でございましょうし、あとはいわゆる旅行社あたりと、それから外国人の一つの、まあいわゆる個々の見学、日本の文化を見学してもらうという場合も非常によろございます。一昨日、中国のほうから来て、非常に築上町、江蘇省の人民代表大会の常務委員会の皆さんがお見えになって、非常に築上町すばらしいというお墨つきをもらって帰りました。環境がいい、

そしていわゆる築上町の感じたことは、農村地帯なのにその貧しさがないと、そういう御批評もいただきました。そして、教育も非常にすばらしくやっておるというようなことで、椎田小学校と築城小学校を見ていただきましたけど、そういう外国からの皆さん方もぜひこの日本の文化、そしてひいては築上町の文化に触れていただきながら、国際交流も役立つのではなからうかなと、このように考えておるところでございます。

議長(成吉 暉奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 最初に言うことを忘れておりました。町長ありがとうございます。

やはり、この蔵内邸についてはもう何日かで取得に向かうでしょう。で、取得に向かうに当たって、やはりこれは寄附者がいたわけですよ。で、まあ町の所有として寄附者が1億円からのお金を寄附してくれたと。普通では考えられないような夢物語が起こったようなもので、その寄附された方にやはり感謝をしなければいけないと思います。そして同時に、これは町の何ですか、お金で買ったわけじゃないんですけども、その管理をしていくにつれて絶対にこれを残していかなければいけないと、僕はそういうふうに考えています。で、今言ったこの予算、前回もらいました1,500万円ほどかかる。これは最初の年は、これを超える、まあこれは収支はわかりませんが、出費についてのお金もかかるでしょう。そういったことで、これ以上のお金が少しはかかるんじゃないかと、そういったことだって起こり得ることもあるでしょう。で、その中でやはりどういうふうに考えていくかちゅう、その、あとは金かからな頭で考えるしかないと思います。特に、町長初め、役場の職員の方々には頭を使っていたきたいなと、私たちも知恵を出していきたいなと思うんです。で、こういった寄附された施設に対して、まあ委員会でちらっと言いましたけども、まあ築上町の職員全員が毎日2名なら2名、1年間なら1年間、交代で施設の行くんだと。全職員が広告マンになって、広報塔に立てるぐらいの、そういった前向きな姿勢がいただきたいと思います。例えば、町長とか副町長、教育長、まあ月に大体どれだけ面会者が新規で来られるのか、大体数的にわかると思います。じゃあ、あした10時に面会オッケーですよということ、お昼からどうぞということもあるでしょう。その面会者に来る前に、そこに寄って来てくれとか、1時間早目に向こうに回ってから、うちの町に、私のところに来てくれとか、これも一つのアイデアなんです。そういったような、何か知恵を絞らないと、まあ計画的にはよその施設とか、いろんなのをしたんでしょうけど、それぐらいでは行き詰りました、やっぱりこれもうだめですと言ったときに寄附者に対してどうするのか、町に対しての、今、町長宝って言ったんで、宝を腐らせるのか。まあ、そういうふうには、まだほかにもいろんな施設、文化、そういった歴史の遺産があるんで、そういうのをみんなで何か、これを起爆剤、これを中心とした形で展開ができれば必ずいい方向に行くのではないかなと思うんです。で、前回、委員会でも教育長に言いましたように、教育長、じゃあ小・中学生に何か考えないのかといったことも聞きました。そうしたら、うちの小・中学生だけじゃなくて、近隣小・中学校についてのそんな考えがありますよというようなこともあれば聞かせていただきたい。そういう計画しているとか、まあ、あんに言われんでもしてい

ますよというようなのがあれば、今でも言ってほしいくらいですけども、知恵を絞らないと何もできないと思うんですよ。で、これは、そのボランティアの、まあボランティアといっても人件費ゼロでしょうけど、ガイドの徹底した指導とかいいですけども、ガイドの方も、今おられるガイドの方は高齢と思うんですけど、まあそういった方たちも引き継ぐ形で、だから職員全員が聞かれてもわかるぐらいの行動、やり方、そういったのを町長にやっていただきたいんですけども、これについては町長、そういったぐらいのあなたに言われること以上のこと私やるからとかいうた、何かその辺あれば最後お願いします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この項目は塩田議員、本当に協力的にさせていただいて、私は感謝申し上げます。そういう形の中で、塩田議員も中に一緒に入っていただきながら、私はやっていただき、ほかの部分は大体批判される部分が多いみたいですけども、この項目は本当に真剣に考えていただいておりますので、よろしくお願いします。まあ、職員の件も当然あなたの言うように、私は職員をお願いしていこうと思っております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) ほかの方とか、そういうこと言ったらまたひんしゅく買うんで、まあ温故知新という言葉もありますよね。やはり、古きを求めて古きに答えがある、古きが何か、現在に教えているということがあるんです。いう形で、町長これが前向きに。で、最後に言うておきますよ。これで利益、文化、歴史で利益を上げるのが目的やないです。利益を上げてもうけようという考えることがおかしいんですから。それで、こういったものは、お寺や神社、檀家、総代がおるからやっていけるんです、これと同じなんです。町がこれを守るために、すべての、これを起爆剤として築上町にある歴史、文化全部を多少なりとも補助しながらでも出して守っていくという。これが後世から伝わって、それが今の私たち現在が歴史の1人と思っておりますんで、町長ぜひお願いします。

これで私の質問を終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

.....
議長(成吉 暲奎君) 次に、5番目に8番、吉元成一議員。

議員(8番 吉元 成一君) 塩田君と同じ質問もやっていきたいんですが、委員会が違うということで、しっかり答えていただきたいと思います。

1番目に、町営住宅の管理について問うということですが、余り難しいことやないんですけど、きょう私、大体前もって段取りをすればよかったんですけど、1カ所だけ見落としがありまして、質問に関することでしたから議長にお断りして10分ほどおくれて来ました。ちゃんと成果を持って来ましたので、ここで皆さんに質問したいと思います。

町の財政が厳しいことは、皆さんも御存じのとおりでございます。そして、数年前から町有地の整理を

すると、町有財産の整理をしながら財政面にプラスになるようにやっていきたいということで、一番大きなものは亡くなった田原課長が手がけた六反田住宅の解体工事。そして、あそこを分譲して処分したいということでしていましたが、その後、その住宅の解体跡地がそのまま手つかずになっていますが、現在、今どういうところまで進展しているか、お答え願います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。御質問の六反田住宅の跡地についてでございますが、5月に築上町公有地有効検討委員会を開催いたしております。その中で具体的に申しますと、面積的な分譲のパターン、これを4案ほど協議をいたしまして周辺道路及び下水道の先行的な整備について検討いたしております。で、その中で用地につきましては、業者に売買ということではなく、区画をした上で個人に売買をしようという方針が出ております。なお、やはりそうやって分譲するということになりますと、下水道は通っておりますが、あとの道路関係それと道路の幅員をどれだけにするかとか、そのところが今後の課題ということで、できますれば早いうちに再度検討委員会を開催して、その件等については結論を得た上で早い時期に道路整備等の予算を計上したいと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) まずは検討委員会は、どういった人で何名で構成……。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。検討委員会は、副町長が委員長でございまして、そのあとの委員といたしまして総務課長、財政課長、企画振興課長、建設課長、商工課長、総計の6名でございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) ということは、職員でということですね。はい、わかりました。

じゃあ、区画整理をして個人向けに販売をしたいと。で、今まだ価格も決まっていないと。そして、下水道は完備されているけど、ほかの道路面の整備もしなければならない。こういったことは、もう解体をする前からこういうことをせないかんということは十分わかっていたと思うんです。普通、民間のそういった商売の方、不動産屋さんの方がいい土地、物件を見つけたらすぐ買います。それもちろんと段取りして分筆までしても、2年も3年も価格も決定しないような状態で、この物件そのままにほったらかしとて言われても仕方ない状態だと思うんです。もう少し、敏速に取り組みをしなければいけない。それと、もし業者に売らないと、個人に販売するとなると、なかなか買い手については難しいと思います。というのが、あそこ、例えば、平米当たり幾らという値段をつけるとすると、その半分やないと買わないんじゃないかと思う。または、半分以下じゃないと買わない事実が出てくる。何でかと申しますと、御存じのとおり基地の問題で騒音の一番うるさいところでもあります。それで条件として、何か手を加えないとなかなか後で不測が出るような事態が、事案が出てくるという可能性もあります。例えば、最初からこうして基地がある

んですから当たり前やないですか、うるさいの当たり前ですよと、後で言い直るような言い方じゃなくて、こういうことも考えられますんで、それを承知ですから単価も安くしているんですよというようなものをつけるものか、その点についてどういう形でそこを買い取って引っ越して来られる、あるいは分家する方にどういう形で買ってもらうかというときに、条件の一つとして何か基地問題がありますんで、基地問題で考えられることありませんか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。条件として基地の問題と言われますと、防音工事の関係とかがやはり出てくるんじゃないかとは思っております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 100点ですよ、あなたは。今まで環境課において、こういう基地問題について、まあ今の回答は100点だったと思います。というのは、その基地の問題にかかわっていないと思うんです。その中で、今の答えを得られると思ってたら得られたものですから大したものだと思えますけど、まず、町長初め、副町長の基地担当の職員の方、皆さん方をお願いしたいのが、もし買うとするならやっぱり防衛省と交渉して、今、告示後の防音できないと、新築後の防音できないと。今回、防音公害、騒音公害のおかげで築上町は人口減っているんですよと、過疎化が進んでいますよ、その中で町有地を買い上げていただいて住んでもらうためには、それだけの手当をしなければなりませんという形の中で防衛省あたりと、その土地に家を建てる人をまずモデルとして、そこには防音工事の対象にしてほしいという交渉を町長やる気ありませんか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 町有地を対象に、この交渉はしたことはございませんけど、今いいヒントをもらったんで町も逼迫した問題があるということで、今までは平成4年以降に建った家は防音工事がしてもらえません。だから、それは口うるさく言ってるけど、やっぱそういう現実的なものが出てくれば、あといろんな基地に対する協力もする場合がございますし、こういうのを早く僕は認めてくれなもう基地に協力できんぞという防衛問題に協力できんぞと、そういう態度をしながらやっぱり、今ちょうど私も全国の基地協議会の副会長と、それから周辺整備協議会の理事をしておりますんで、その中で強く求めていながら今度10月のまた下旬に総務省、防衛省の要望行動がございますんで、この前のときも8月のときありましたけど、そのことをきつく申しております。だけど、今度また内閣が多分かわるんではなかるうかなと思いますんで、新しい防衛省の大臣、副大臣、政務官が出たら、またそのことを今までの大臣あたりも強く私は要望してきていますけど、なかなかそうには至らないということ。やっぱ何か大きい問題があるときに、この問題を僕はもう1回突きつけていこうという今決意しております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 質問事項が、防衛関係じゃないのにそれたようにありますけど、中身的に

は基本的には、そのことを追及していただくことによって議会の基地対を含め、議員の皆さん方が口を酸っぱくして言っとる線引きの拡大。そういった問題の突破口になると、これをやっぱ肝に銘じてこの取り組みをしていただきたい。それと意見では、まとめて業者の方に買ってもらうのも一つの手じゃないかということもあります。しかし、1日も早く町の町有地が早く活用できるような取り組みをしていただくためにも、公有地検討委員会の皆さんが汗と知恵で1日も早くこの処理ができることをお願いいたします。

それと、住宅問題ということですが、町有地で住宅が古くなって解体したところ等々たくさんあります。きょう、ちょっとおくれたのは、上城井小学校の下の龍神橋のところ、昔、龍神団地というのがありまして、今家ありません。その管理が行き届いとるかどうかわちょっと見てきたんですけど、もし見らないで草が生えとるとよという大変な失礼なことになる、見てきました。で、聞くところによると、財政課のほうで財産管理ということでシルバーに委託して年に2回ほど切っていると、このように聞いていますけどそれもお金です。あそこに住宅を建てるとか、町有地として町の何か建物を建てるとか、何か活用できるような場所なれば僕は処分しとは申しませんが、あそこも奥に土地を持った方が出入りするのに便利悪いんです。それとか、近隣の方でもし用地を求められる人がおれば、僕は買い上げてもらったらどうかと、払い下げるといふか安く、まああその地価に合った金額等で払い下げをするという検討をしていただきたいんですけどどうでしょう。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。議員さんが御指摘になりました土地につきましては、私もはっきりとは覚えませんが、現場を見に行ったときに担当のほから、県道の振りかえの予定があるというふう話を聞いております。その話があるのであそこについては払い下げというのは、今ちょっと検討はいたしてありません。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) どうせ県道の振りかえがあるとすれば、そこに一部県のほうが買い上げるといふ形になるけど、その後でつなぎで便利のいい方は買うかも、狭くても買うかもしれないし、それこそ狭くなると残っていても使い道がないんですよ。そういった面で、ぜひというような方が、まあ聞いていませんけど、おられたらそういうところで、まあ六反田の件もありましたんで処分すれば幾らかでも財政の足しにもなるというように考えたんで質問したんですけど。それと、取り壊した後の住宅用地の管理について、ちょっときょう何か所か見たんですけど、やっぱり草がぼうぼう生えとる、隣住宅なんですよ。こういったところの管理が行き届いてない、これは建設課、住宅係のお仕事でしょうが、課長、安武の下ノ原地区にある住宅がもう取り壊されて数年になります、10年近くになります。そこは、空き家草がいっぱい生えています。それとか、例えば、住宅の家賃の滞納とかいろいろ西畑議員も言っていましたけれども、過年度にわたる滞納があると思います。そういったところの人は、事情があって払えな

いんですよ。そういう人がどういうことしているかって言ったら、家あけて住宅がまだ借りたままになっているんです。そしたら、隣の人が大変迷惑です。何でかと言ったら、もう草がいっぱいぼうぼう生えて空き家状態で、いい迷惑をしている。それと、逆に家賃を払っているから家の周り草だらけでいいんだという、おれが借りとうけん何が悪いんかという考え方が、そうじゃないかもしれませんが、もう住宅としての機能を果たしていない町営住宅もある。そういったところの対応について、課長どのようにしますか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。今御指摘のとおり、現在町では住宅が881戸ですか、団地としましては46団地ぐらいなと思います。その中で、昨年度も21年度にも26戸の除却、取り壊し等を行いました。それで御指摘のとおり、現在、取り壊しの後の一番大きな問題が除草です。草が夏場には特に生えて、特に入居者の、隣接する住宅に対しての非常に迷惑がかかるということで、できるだけ管理としまして要望といろいろ全部なかなか十分に対応ができないのが現実ですけど、できる範囲で草刈りを年に2回、最低でも2回ぐらいはということをやっていますが、なかなか現実対応を十分にできないのが現状でございます。今後とも、できるだけ快適な生活じゃないですけど、そういうところについての除草については努力していきたいと思っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 課長ですね、年に2回はどなたがしているんですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。年2回というのが、場所によってはちょっと全然入っていないところもあると思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) だから、しているところはどなたがしているんですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。基本的には、シルバー人材のほうに委託しております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) まあ、シルバー人材に委託して何らかの金がかかっているわけですが、それも一つの手かもしれませんが、その住宅の自治会等があると思うんですが、そこに相談してそこにも落とすようなことも一つの手だと思います。それと、できれば金のかからないように協力してくださいということ。シルバーが、例えば1日、例えば6,000円、ここの幅を切ったら1万円いただきますよという見積もりが出たら、自治会に5,000円でしてもらえんやろうかとかというような形で、経費の節約ができる方法は幾らでもあると思うんです。そして、住んでいる方々が自分の周りはきれいになって、自治会にお金が残る、使える金が残るわけですから、そういった方法も考えていただきたいと思いますが、いかがな

ものでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。ただいま御指摘の入居者、関係者に経費を要するに落とすというか地元、そういうことは今現在シルバー等に主体にお願いしていますが、そういう形での対応も方法もあるかと思いますが、やっぱり草刈りのそういう機械とか等々のいろいろありますので、そこはその住宅の関係者とも十分話して、今後そういうことができれば経費の節減につながると思いますので、もし可能ならば検討していきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 課長、まだ厳しいことを本当は言おうと思ったんですけど、今、お金を使っても地元の人に落として仕事をさせたらどうかという優しい言い方したんですけど、建設課の職員で手の余った人がいたらどうですか。自分らの仕事やないんですか、管理が。どうですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。以前も、職員で、どうしても対応できない場合は職員でやったケースもございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) じゃあ課長、あなたは住宅の管理者として881戸のうち26戸取り壊したそうですが、残った住宅の今の状態、どこが空き家でどこがどういう整備がなされてない、どの団地がいまだに井戸水が、あるいはこの夏枯れで水が足りなかったんだ、あるいは住宅の壁が崩落しているんだ。こういったことを住民側から言われなくて、入居者側から言われなくて、あなたのほうから積極的に建設課の管理として仕事として、ずっと町内を回った実績はありますか、今年度。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。また、そこまで細かいちょっと調査等、自分で入った形跡はありません、実績はありません。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) なら職務怠慢やないですか、でしょ。住宅入居者は、家賃に合った設備投資をしてもらいたいと思いますよ。住宅法の改正があって、最低家賃というのが定められておりますと、住宅に入ると。そして、住宅に入るときは低所得者しか入れません。で、どうしても家を建てるだけの財力がない、今、定職がないと家を建てる金も借りることもできない。だから、そういう状態の中で、ぜひ築上町に住みたいんだという形で、住宅の入居を申し込みをすると住宅ローンが通らないけれども、定職者、住宅の家賃の最高賃金以上の収入があると、収入認定にひっかかるということで住宅にも入れない。そしたら、入って、たまたま入れた人がどうかと言ったら、最低限は15万円か何ぼやて、今何ぼになっているんですか。(「15万8,000円」と発言する者あり)15万8,000円でしょ。今どき15万

8,000円で家賃3万円取られたら生活できますか、だから住宅入らないんですよ。それも、ちゃんと家賃に沿うような設備がなされていれば皆さんも満足するでしょう。住宅入居者に聞いてください。みんな不満持っていますよ、違いますか。何かあったら、シルバーにお願いして草を切ってもらいます。悪いけど、職員の悪口言いたくありません。皆さんが、本当時間を足りないくらい仕事していますか。職員の、財政難だから職員の皆さんに組合にお願いして、賃金カットをさせてもらいました、何年間させてもらいました。あんた方、一生響くんですよ、この賃金カットが、そんなことせんでくださいと、一生懸命町民のために汗流して頑張りますと。職員の中に、そういう姿勢が見られる人が全くいないとは言いませんけど少ない。ここにおられる方は、執行部で部下を指導する立場におるんだから、そういった教育をしてももらわないと、いつまでたっても自分の仕事を覚えようとしなないし、しなければいけないことをしない。そのことによって、町民が多大な迷惑をかかっているということを、課長わかっていますか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。ただいま御指摘のとおり、それはそのとおりと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) だから、家賃の滞納問題についても、現年度分の徴収を中心になって一生懸命やっていると思います。税金も現年度分は、なるべく払うようにしてもらっていると思います。それで、家賃のこれは一つの提案です。課長どうですかと、やってもらえますかということをお願いしますよ。家賃の滞納が、現年度分が出ないようにするためには、最低家賃の、過年度分つかえた人に対しては、最低現年度分の家賃だけは約束どおり払ってくださいよと。そういうこと、僕何回も質問したことありますよね。そして、保証人をちゃんとつけてますんで、その中に契約の様式の中に、例えば、3カ月間理由ちゃんと申し立てがないで、家賃を連続滞納した場合は何カ月間の猶予をもって退室していただきますとか、そういう文章が仮にあるとしたなら、それを実施しているかと言ったら実施していないと思うんです。それをされても、入居者はちゃんと、役場側がちゃんとしてくれたら文句は言えないと思うんです、そうでしょ。過年度分について、例えば、100万円ある人、200万円ある人いると言ったでしょ。じゃあ、その対応はどうなっているかちゃ、ただ行っても、会いたしませんでした、金がないと言っています、そんなことでしょ。中には幾らか入金している人もいるかもしれませんが、住んでいる人たちは滞納分、一発で払わないけんとか、30万円ずつ払わないけんとかいう約束やったらできないんですよ。ところが、今の家賃が、現行の家賃が2万円とするなら、2万円を払って最低限2,000円なら2,000円を過年度分で払っていきます。そしたら、その分どんどん減るわけでしょ。それぐらいの約束事を取りつけて、ちゃんとしたそういう集金というか、今その徴収体制ができていますか。もう何年になりますか、僕が言ってから。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。ただいま、今御指摘受けました家賃の徴収方法ですけど、確かに言われたとおり基本は現年を納付ということで指導しております。そして、過年度分の要する

に滞納分がある方については、払える、少しでもいいからとにかく入れてくださいということで、誓約の一応書類等を書いていただいております。とにかく入居者とのつながりを持つというか、それを切らないような形で、とにかく現年を入れてもらえれば基本的にはふえないということになりますので、とにかく現年基本ということ、それから滞納分については、とにかく余力的であれば幾らでもいいですから、とにかく払ってくださいというような形の指導は現在やっております。ただ、それ自体がなかなか十分に徹底できないで現状の形になっているんじゃないかと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 税金の滞納とか、ほかの滞納については差し押さえまで、車の差し押さえから裁判までしてやっているんですから、住宅の滞納についても町側が一生懸命歩み寄ろうという努力を見せたときに、入居者がそれにこたえられないときは、これはしょうがない、こたえたいけどこたえられないという事情があれば別ですよ。いや、払えんという状態やったら、払わんという状態やったら、やっぱり法的措置を僕はとるべきだと、とつても、ちゃんとあなた方がそれだけの道を踏んで法的措置をとる分については、だれも文句は言えないと思うんです。だから少なくとも、あなたが課長である間にそういう取り組みをしっかり担当者にさせて、そのかわり住宅入居する以上、ちゃんと家賃が取れるような設備投資をすると、不便のないような。例えば、一遍でそれだけの、800戸からの住宅の皆さんが満足するような設備をするには莫大な金がかかるでしょう。一番ひどいところから順番に、また、あるいは僕はいつも防衛省やら行ったら言うんですけど、騒音のうるさいのは地元に来るとわからんでしょ、踏まれた者の痛さは踏まれた者やないとわからないんですから、住宅に住んで家賃を払って、まあ最初は15万8,000円かもしれませんが、どんどん給料も上がるでしょう。そしたら給料に合うて家賃も上がるんですよ。それで、住んだ人やないと痛さもかゆさもわからん、寒さも暑さもわからん。壁がはげて困るのも、カビ臭いのもわからないんです。低層鉄筋の2階建の住宅、外から見たら立派ですが、中は押入れあけたら梅雨時期過ぎると布団カビだらけですよ。病気になる子供はたくさん要るんです。それでもきっちり法律どおり家賃取ったのが、現在の住宅の仕事の実態やないんですか。そういったこともやっぱり、例えば、何もしないところに進歩はないんですから、住宅全体集めて皆さんに理解してもらおうような説明会とか、要望とか聞いて、この住宅、この団地に関しては井戸水がかなっ気が多いからこうしてもらえんかどうか。集会所もないんですよとか、そういったことを全部あなた方が聞いて回らなければ、相手はどこに言うて行ったらいいかわからない状態なんですよ、でしょ。その仕事をさせていただいて、給料をいただいて生活をしているあなた方やないんですか。今後、そういったことの取り組みを前向きに検討してやるかやらないか教えてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。ただいまの御指摘につきましては、できることから一つ

ずつ前向きに検討したいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) これ以上言うと、強制されて吉元議員が、あれせいこれせいちゅうて押しつけたということになりますんで、町長初め、副町長でも、町長でもいいんですが、こういった取り組みをちゃんと指導して1日も早く住宅入居者から不満の出ないような、そのかわり住宅入居者も襟を正して、ちゃんと町の話も聞いてくださいと言われるような指導をする体制を1日も早くつくっていただけますか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ、いろいろ今聞きましたが、御もっともだと思っています。そういう形の中で、やはり町営住宅の管理、これは本当にまだおろそかにしているところもございますし、そういう形ではちゃんと入居者と話をして、そのかわりちゃんと家賃も払ってもらおうという、そういう一つの対話を強くするように職員のほうに、まあ私からも申し上げたいと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) ということで、この項目は前向きに検討していただくということでよしとしたいと思います。

次の、町主催のイベントについて。まあ、主なもので言うと過去にあったのは、合併してからもありましたけれども、旧椎田がやっていたシャンシャン祭り、それと町民体育祭ですね。こういった町民が集える行事が、全員参加のできる行事がここ数年イベントがないということで、どうとかならんもんだらうかと。で、椎田が築城がというような、口をあけるとそういう話になるとやっぱりもう築上町ですから、築上町としての、まあ貧乏しとって1年に1回ぐらいお祭りしてもいいんじゃないかなという意見が多々聞かれます。私もそういうふうに思います。近隣の市町を調べるとっていうか、見ると、夏には花火大会があって、どっかイベント、1年に1回ぐらい最低やっています。それとか、例えば、今廃れましたけれども盆踊りですよ。今、レコードかけてちゃらちゃらとやっていますけど、昔はやっぱ盆になると各自治会の中で、個人個人でもどきの盆踊りしていました。あんな伝統的なものは神楽だけじゃなくて、僕は継承すべきだとかいうふうに思いますし、そういったイベントを組む、盆踊り大会をすとか何でもいいんですけど、一つ活発に生き生きとした町と。今、まあ何か金がないけんもう何かによるとごちゃごちゃイベントしたらこっちが悪いちゅう、こっちがいいちゅうからどうしてもならんけん、ちょっと控えておこうかというような状況にしかみんなとってないみたいなんですけど、ひとつ町長、その取り組みについて前向きに検討していただけないでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ、確かに椎田で行ってあった町民体育祭、シャンシャン祭り、これはやめました。というのが、やっぱり築城の参加が少なかったという一つの例がございます。それともう一つは、少子化の中で子供の参加率ができなくなった、参加できなくなったというふうなことで、本当は一番かっ

さいを浴びたのが、それぞれ自治会対抗のリレーがございませう。これで小学校から大人まで走る、これがもうできなくなったというのが一つの理由じゃなからうか。で、合併して2回だけやりましたけれども、築城のほうは何自治会か出てもらいまして、テントまであつらえてしたという自治会もございませう。しかし、いろんな検討をして自治会長会議の中で議論したりしたら、選手が集まらないということで、じゃあ何かやろうかということで、今、ふれあいのスポーツの日で今度10月11日にございませうが、これは子供それから老人会、いろんな方々に集まっていたきながらグラウンドゴルフの大会をやったりとか、それから子供会の分は大縄跳びですか、そういうのもことしはどういうのか、ちょっとあとは担当課長のほうから発表させませうが、そういう形で10月の11日を一応そういう、ふれあいスポーツの日ということで認定してやっておる。そして、先ほど吉元議員から出た、新しいものということで神楽もやってきた、さらにもう一つ何かという形になれば、今後やっぱ検討していかざるを得ないと。というふうなことで今のところは大きいのは、その2つしかやっていませうので、共通した項目で全町民が集まれるようなものというものを、今後模索していくべきではないかなと考へておるませうで、そのところは御理解を願いたいと思ひませう。

以上です。じゃあ、担当課長ちょっと。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 今、町長の答えの中で、担当課長、ああいう言い方していましたが、その築城のほうが集まらんかったと。それとか人員がなかなかそろわない、自治会ごとの対抗リレーが一番盛り上がるんだらうけど、子供から年寄りまでの選手がそろわない。これね、事始めて1年や2年でそろうような話やないと思ひませう。すべてにおいて何か取りかかる、例えば、商売しても1年や一長一短あって、1年や2年では赤字出しても長く続けることによって、皆さんから理解をいただくということがたくさんある。まあ、変な話ですが、テレビの話出したら笑うかもしれませうが「何でも鑑定団」ありますよね。あれに八十何歳の老人が出て、皿か何か持って出て安かったんですけど、米を買えない状態やったら、でも頑張って今何かと言ったら270室あるマンションを経営しちよる、10万坪土地持っ取る。それはやっぱり努力ですよ。努力して汗かいて、一つ知恵を絞って、まあ貧乏だけど貧乏な町だけど、このことに対しては町民が集まってみんなで手握って携へていく。じゃあね、あそこの村のあの人、顔見ても名前が浮かんでこんなような状態。僕もそうですけど大変、議員しよって町民の皆さんに失礼なことたくさんあると思ひませうけど、皆さんそうやないですかね。職員についてもそうですよ。例えば、質問事項入ってないけどうしたらいいかちゅう、こういう考へどうかというのは次の機会でも質問すればいいことでしょうけど、やっぱり出て行かないと、そうでしょう。みんなが集まるところで何か知恵が沸くんですよ。だから、その結果を恐れて集まらないから失敗してもいいやないですか。町民が何かを求めようとして、望んで集まる場をつくってあげないと、これは役所の努めだと思ひませう。これについて、やっぱり前向きに担当課は検討していただきたいがどうでしょうかね。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課、石川でございます。ただいまの御指摘についてですが、現在商工課では観光協会主催で行っておりますイベントでございますが、年に8回、または関係団体の主催によるイベントにつきましては年に15回ということで、年に合計23回ほどのイベントを行っております。中でも先ほど町長が申し上げました、今度10月11日にアグリパークで行われますシェイクハンズというのがたいですが、これはポスターにも「ふるさと祭り」というような銘を打っておるとおり、どなたでも参加ができるものでございまして、四、五百人の集客が見込めるイベントでございます。また、さきに行われました、これもアグリパークで行われたんですが、8月28日でしたですか、日本一の蚊帳、昔蚊帳がございすけど、小さい蚊帳がありますが、あれを大きな蚊帳がありまして、この中で映画を見たらうと、今回ワンピースという、現在子供さんに非常に人気であるワンピースという映画を上映したところでございます。いわゆる、ムービーシアターを行っておる状況でございます。そういうことで、これも四、五百人の集客が見込める大きなイベントの一つでございます。そういったことで、現在、観光協会の中でも、この2つを合体しまして、統一しまして将来的にやれたらいいかなというふうな声も上がっておりますし、私どもも町商工課としまして、ぜひそのような形になっていくように今後は支援を、支援といいますが、イベントを行っていきたいというように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 課長ですね、細かいことはやってないとは言っていません。やっているのは十分知っています。今の蚊帳のワンピースの話も無線で放送していますし、子供も行きたいという人もたくさんいるみたいですが、僕が言っているのは細かいことはそりゃ常に継続してやればいいことだけど、やっぱり1年に1回ぐらいは町民が全員参加できるような、何かことを計画したらどうかと。じゃあ言うなら、細かいことやっていますけど十分かと言ったら、町が十分にその中に入って行って指導してないやないですか。寒田の山開きしたら山開きはしますよ。した後行きましたか、だれか、そうでしょう。町長が行ってそこに泊まりましたか。例えば、築上町がちょうどキャンプ場が開かれたから、そこでその機会に何かイベントを打ちました。ただ山開き、安全祈願祭しましたよ、どうぞ借ってください、バンガロー、テント、じゃないんですか。たまたま来た人に、地元でとれたとか、つくった漬物とかを販売して何が発展性があると思いますか。そりゃ確かに最低限らせな、最低限のことしよるだけやないですか。さきの住宅でもそうでしょ、用地の関係でもそうでしょ。委員会つくっているけど最低限の話しかしてないやないですか。前向きにするって、10年先に土地売るんですか。そうでしょ。それやったら、まだ住宅建てたらいいんやないかちゅう希望の人も要るんですよ。それと同じでね、課長、課長たちが考えていることは、自分たちの周りだけでしか判断していないから小さいんです。したら田舎の子供、例えば、真如寺に行って子供がおれば、子供に町で何かお祭りするって言ったらどんなのがいいんかねとか、寒田に行って聞く、宇留津で聞くとか、そういう形で町内を職員がこの暑いときに大変でしょうけど、机につ

いてクーラーで涼むよりも、冬になって寒いときに暖かい机のほうがいいでしょうけれども、交代でやっぱり商工担当者がだれか1人出て、各谷、谷はいっぱいあるわけですから、だれか知恵貸してくださいよと、みんなにどういったものを望んでいるんですかと、そういうたらどうするかって言ったら印刷物つくって一斉にアンケート、これじゃだめですよ、答えない人も要るし。やっぱり1戸1戸、足を使って許せる時間の範囲を勤務時間中に町民の気持ちを探っていくと、これが行政の温かさだと私はこういうふうに思うんですけど、そういう取り組みをしていただけますかというお願いですよ。それは上に聞かんできんやろうけどね。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課の石川でございます。ただいまの御指摘のとおり、今後、足を運んで極力そういったようなしていきたいというふうに、今考えております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) ほかの担当課長は、よその馬こけたような顔せんと自分とこの仕事もそういうことということで理解していただきたいと思います。

次に、旧蔵内邸のことについて塩田議員から質問がありました。塩田議員、これ今度議案として追加提案するから委員会で聞いてくださいと言ったんですか。それとも、答える準備ができていなかったから言ったんですか。僕が聞いてもいいですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) ちょっと資料を持って来ていなかったのが今度話たいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 説明員として、委員会で呼ぶかもしれませんがそのときは資料のほうよろしくお願い致します。

その後の状況というのは、先日、町長からの行政報告等で聞きまして、塩田議員からの購入後の運営計画についても問い合わせがあっていたということですが、一つは商工課を含めてその文化財の担当者含めて、例えば、塩田議員いわく物すごくすばらしいもんだから、すごい事あることに1時間先に来て寄ってもらって、これはいい発案でしょう。ですけど、築上町は蔵内邸だけじゃないんです。蔵内邸は予算通った時点で町民の中で負の遺産を抱え込むかと、1億円も寄附してくれたのにと、こういう意見もありました。しかし、まあこれは皆さんが御理解いただいて、執行部のほうも熱意を持って蔵内邸をずっと検証して大事に保存していきたいということですが、何万人集まるとか関係ないんですよ。金出して見にくるのは1回だけです。これは、やっぱり肝に銘じていただきたい、生涯学習課長ね。中入ったら空き家ですよ、何もありませんよ、ありますか。あそこに飾った、例えば、文楽人形とか仏像とかいろいろありましたよね。これは山路さん所有の物で持って帰ったわけでしょ。空き家の状態の修理をしなきゃ

いけない蔵内邸と屋敷を買っていただいたわけですから。1億円という財産というけど、これテレビのこの言うたらまた笑われる、これセレブのやつやっていましたけど、ドクター中松さん、便器純金で1億円、だれにも使わせない便器。1億円の便器を使っているんですよ、家30億円かけて。だから金の問題やないと思うんです、でしょ。やっぱこの蔵内邸を、せっかく寄附してもらったんだから、これをどのように活用していくかという計画については、まあ買い取るまでは言えません、まだ計画は持っていますよちゅうて逃げる手もあります。しかしまだ、今後考えますじゃ話にならんのですよ、でしょ。もし、寄附をいただいて買い取るという気持ちがあった時点で計画を立ててびしっと言わんと、並べてこうしてこうですよと指摘されたらどんどん答えていけるだけの準備ができていないと、本当は買えんのやないんですかね。でも、それを議員さん方、広い心で蔵内邸を大事にしましょうという執行部の考え方に賛成していただいて、多数ですけど、購入する段取りができたわけですから。じゃあ、それにしっかりこたえなければいけないのが、今後の管理、運営だと思います、違いますかね、課長。

ところで、購入後どうするこうするとか言いますと、町長は1,500万円幾らかかかるのを450万円しか、でしたかね、しか出しませんと、指摘されたら、それ以上出さん。ちゅうことは何もせんとちゅうことでしょ。450万円以上の町の持ち出しをしないということは、そりゃなるべく1,500万円よりは安くなるように努力しましょうと。だけど、450万円じゃ足らんかわからんけど、一応450万円です試算していますけど、そのときは議員の皆さん、町民の皆さんに御理解をいただきながら、蔵内邸のすばらしさを世間に広めて、築上町に人が集まるようにしたいと思いますという答えが欲しいんですが、町長そういう考えないんですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

議員(8番 吉元 成一君) 絶対450万円なんですか。

町長(新川 久三君) 私は極力、金は出さないように維持管理したいという気持ちで450万円という、まあ450万円あればあそこの庭の手入れ、それから家のいろんな中の清掃といいますか、そういうのもできるんじゃないかなと考えております。あとは、大きな修繕が出た場合、これが今2,000万円基金で積み立てるようにしていますよね。この2,000万円ですりかかるときにはどうなるかという形になれば、今、名勝指定、それから本当は国の重要文化財の指定。これをもらって、すべてのもんが補助金の対象になるような形に今から取得は国、県に働きかけていながら重要文化財の指定と、それから名勝指定、2つをしていけば相当お金をもらえると。そうして、あとは対外的なものをするために、少しは投資しなければ私はないと思っています。投資的経費、例えば、駐車場が手狭という形になれば、まあしかし少しずつ拡大して行って、収入と支出が見合うような形のいわゆる運営計画ができていけばいいということで、いわゆるローリング方式といいますか、最初はこれぐらい、次にこれぐらい、次にこれぐらいということで支出が極力一般財源が出ないような形で、私はいきたいという意味を込めて450万円と。そうすれば今の所有者が450万円から500万円ぐらいで、まあいろんな維持管理を行ってあったとい

う形態があるんで、そういう形でいきたいということで御提案をしておるところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 町長、それは1円も出さん方がいいです。でも、出さなけりゃ運営できないんですから、なるべく安くできるように努力をするということについては認めますけれども、この蔵内邸を購入するという話は寄附者があったからするんじゃないで、蔵内邸が競売にかかるという情報を仕入れて、こんな大事な物は町の財産として町が持ちたいなという気持ちがあったわけでしょ。あったからこそ、購入に踏み切ったと私はこういうふうに思っておるんです。だったら、名勝指定とか国の重要文化財の指定とか、もう買う気持ちが起こった時点でそういったとこ橋渡しをつけて、買い上げた時点で動きができるように政府のそういうところに、ちゃんと根回しをするぐらい町長せな本当はいかんのやないのですか。今からじゃ、ちょっと時間もかかるし、それからまたそれがやっとなってきて計画して修理ができるということになると、まだ2,000万円で足らんけん一般財政からとりあえず修理せな、こりゃどうしようもならんぞという話になったときに議員さんが、ちょっとまた話が違うやないかという話になると思うんですが、早急に、僕はどこの省にどこに話行ったらいいかわかりませんが、そこのつながりをつけて、やっぱりその努力を一番先にしてもらいたいと思うけどどうですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、私も寄附云々じゃなくて、買いたいということで今の債権会社の方から話がありまして、その時に私は2年待ってほしいという話を債権会社のほうにしたわけです。というのが、財源的にちゃんとした財源を国から求めなきゃいかんということで、運よくことしから過疎債がつきましたんで、この過疎計画の一つ中にいれて購入財源の一つにしよう。で、今後の維持管理はやはり県を通じて国のほうに、今言った申請をやっていこうということで、県のほうも若干興味を示して現地調査もしてもらっておるという状況もあります。そういう形の中で、並行して本来なら所有権はなくても重文とか、重要文化財とか名称指定はできるわけですけど、しかし町が取得をしないのにと一つそういう気持ちもあったんで、取得をそういう形で申請していこうということで、今、県の文化財指定は山路さんの所有のときに県の文化財指定を受けております。そのとき、やっぱり町がちゃんと申請して調査費も町が出してやっておるというふうに聞いていますし、本来ならそこまでやっていいかなと思うけど、まあ今こういう債権会社と、それから今の所有者の方との話がしてある中で、そこまで先行してもどうかなということで一応取得を幸いにも寄附者があらわれたということで、まあ早急に一応今度の議会終了後から、しかし今、構想は教育委員会の調査の中でびしゃっと早くやり上げると、そして早く申請していこう。そういうことで、頭の中では調査費の中にちゃんと計画は入っておるようでございますので、早急にできると思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 町長、その申請をすることについては早急にやらなきゃいけないということ

について町長理解しているということはわかるんですけど、まあ町長のところに決裁とか来れば机の上
に積んだ、ぱぱっと見て必要なものはぼんぼん印鑑をつくでしょうし進めていくでしょう。しかし、県とか
国は決裁の書類これだけあったら、一番下に敷いちよるのから順番にとおるとは限らん、わかります。
順番から言うと一番古いのは一番下ですよ。下から順番に協議をするんですけど、そこは余り議会の
場でこんな悪らつな手をつけると言うちゃいかんのですけど、根回しが必要だと思しますので、その
努力もしていただきたいと、このように思います。それと、これを本当に広く地域の人、また県外の人
にも知ってもらうためには、これを機会に蔵内邸を負の遺産にしないためにも築上町のいろんな財産ある
と思います。メタセをスタートすれば、船迫の窯跡、それに蔵内邸、文殊菩薩、本庄の大楠、宇都宮、天
徳寺もあります。こっちに回ると延塚もありますしキャンプ場もあります。そういったところを、いわゆる
1日体験ツアーというか北九州市とか福岡市あたりに相談して、6年生なら6年生を対象にこういったす
ばらしいものが築上町という町があるんですよということで、弁当つきで1日1,500円とか、まあ
2,000円でも1,000円でもいいやないですか。ずっと1日ばかりで勉強させる、そういった宣伝をやると
か、これは一つの案ですけど、そういった取り組みしませんか。してみる気ありませんか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課、石川でございます。現在、まだ購入段階でございますから、運営に
至った後、私ども観光の担当といたしましては北九州の観光協議会等と相談をしながらPRに努めてい
きたいと思っております。また、ホームページ等にももちろん掲載をしていく所存でございます。また、観
光ですから、何ていいですか、民間の観光業者、例えば、西鉄旅行とかそういったところにも声かけをし
ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) いつも言われるのは、すべての質問に対して吉元議員が言うとなかなか
いい回答が帰ってくると。本当は僕はそう思っていない。本当はいい回答してくれるけどなかなか実行し
てくれないから、もう4年もたつと恥ずかしいんです、正直言って。実行できるように努力をお願いしたい
と思います。

最後になりましたが、塩田議員から非常に学のある言葉を最後にいただきました、温故知新。私のほ
うから皆さんに、ハウレンソウという言葉、ハウレンソウを心がけていただきたい、わかりますか。わか
らない方はわかる人に聞いてください。ハウレンソウという言葉をお忘れないように、職員として頑張っ
ていただけることをお願いいたします。私の質問を終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。

.....

議長(成吉 暲奎君) それではここで一たん休憩いたします。再開は3時10分といたします。

午後3時02分休憩

午後3時15分再開

議長(成吉 暲奎君) それでは引き続き会議を開きます。

次に6番目に14番、信田博見議員。

議員(14番 信田 博見君) あと、繁永議員が控えておりますので、早く終われよち言われていますので駆け足でいきたいと思います。

1点目に、学童保育についてということで通告しております。学童保育でございますが、椎田のほうは児童館のほうで1カ所でやっていると思いますが、築城のほうでは何カ所かに分けてやっていると思いますが、築城のほうは何カ所でやっとなですかね、担当課長。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

福祉課長(中野 誠一君) 福祉課、中野です。築城地区は現在、町立の築城保育所と保健センターチアフルの2カ所で学童保育を行っております。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 2カ所ということでございますが、その2カ所、どこかで1カ所でやられる、できるような場所というのがないんですかね。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

福祉課長(中野 誠一君) 福祉課、中野です。現在、保育所で実施しております築城キッズのほうで45名、これは4月の申し込み時点ですが、それからチアフルのほうで28名でございます。これを一緒にして70名を超えますと、実は70名を超えると県の補助金がいただけません。それで分けているのもあるかもしれませんが、それとそれだけの人数が入る施設が築城地区のほうには現在見当たりません。実は夏休みになりますと、これよりもたくさんの方が申し込みするんですが、こしは従来使っていた下城井小学校がトイレの改修で使えませんでしたので、急遽、赤幡の同和研修センターのほうでお願いをしたんですけども、非常に窮屈で利用者の保護者から苦情が出たりして大変でしたので、まあ専用の施設がどっかでできないかということでは検討はしておりますけども、今現在はこの2カ所しか適当な場所がないという現状でございます。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) そういう事情があるということはわかりませんでした、2カ所ですればそれだけ職員というか保母さんというがいるわけで、椎田地区のように1カ所でやられれば、かなりいろんな催しもやるにしてもやりやすいんじゃないかというふうに思ったんですが、なかなかそうもいかないようでございます。それで、今非常に景気が低迷しておりまして、学童保育に子供さんをお預け、預けるというのが多くなっているんじゃないかなと思います。それから、築上町では今まで3年生だったのが去年、一昨年、3年前に6年生までということになりましたんで、非常に学童保育の人数がふえております。

まあ、築城方面に椎田の児童館的なものができれば、非常にいいんじゃないかなという気がするんですけども、町長そういうところはありませんか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

議員(14番 信田 博見君) いや、町長に。

町長(新川 久三君) 担当課長に任せちよる。

議員(14番 信田 博見君) 任しちょう。じゃあ、担当課長、町長ぐらいの責任がありますんで教えてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長でいいですか。

議員(14番 信田 博見君) いいです。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

福祉課長(中野 誠一君) 町長にという御質問でございましたが、実は今現在、県のほうに専用の施設をつくりたいということで申請をしております。これは、まだ場所は決めているわけではないんですが、築城小学校の敷地、あるいはその近くの町有地を候補にということで申請をしております。ただ、23年度以降に必ずそれが補助がつくということは未定でございますので、もう一個、今回議案にも上がっていますけども過疎振興計画にも入れております。で、県の補助がつかなかった場合は、町単でもやりたいということで、一応、過疎計画にも上げさせていただいております。現在そういう状況です。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 何か、よわからんです。課長、ちょっと私耳が悪いんで聞こえ(発言する者あり)声がちょっと小さいんで、この台を貸してあげてもいいですけどね、ちょっとマイクに近づいて言ってほしいと思います。今、椎田もあわせて何人の学童保育の人数おるんですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

福祉課長(中野 誠一君) 福祉課、中野ですが、椎田の学童で預かっているのが70名程度でございます。それと、築城保育所が45名、チアフルが28名というふうになっております。

議員(14番 信田 博見君) 計百四十何名ということですね、非常にやっぱり多いですね。要するに、椎田の学童保育は児童館で1カ所ということでありますので、そういう施設がもう一個できれば対応できるということだと思いますが、子供さんもやっぱりそれなりの施設というか設備が整ったところのほうがいいような気がします。私だけかもしれませんが、できれば築城のほうはまた多目的のホールもできると思います。で、またできるだけそういう学童保育の専用の施設みたいなのがつくっていただきたいなと思います。お金がないですか。

議長(成吉 暲奎君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長の八野です。本来、学童保育は全国的に見ても小学校で行っているのが70%ぐらいじゃないかと思います。まあ、大きな小学校であればそういう敷地もございますので、

各学校の空き教室とかそういうところで今やられております。まあ、うちの場合でしたら先ほど言いましたように保育所とかチアフルとか、まあそういうところでやっておりますけども、先ほど中野課長が言いましたように、本来学校、学童保育ですので学校の敷地の中でやれば一番いいんじゃないかなと思っ
ているところで、まあ大規模小学校におきましては、そういう敷地があれば学童専用の施設というか、
空き教室がない施設は先ほど課長が答弁したように計画はしております。まあ、児童館みたいに大きな
やつじゃなくて敷地の中で、その小学校の児童生徒が賄えるような形でやればいいなという協議、話
はしております。今みたいにタクシーで送り迎えということじゃなくて、その小学校の中で居残りとか親が
迎えに来るまでそこで時間が過ごせるということがあれば一番いいんじゃないかなと思っております。ま
あ、それについては教育委員会と協議は必要になりますけど、そういう方向ということは検討を考
えて
おります。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) はい、わかりました。児童館のほうから、児童館の職員のというんですか、
職員があっちに飛んだりこっちに飛んだりしているような気がします。で、そういう時間も何かちょっとも
ったいないような気もしますし、もう少し考えていただけたらなと。まあ、学校でできれば、それが一番い
いと思います。タクシーで送り迎えとかバスとかも要らないし、今まで空き教室をどっか利用したらいい
んではないかという質問もしましたけども、空き教室はいろいろ問題があるようでありますし、できれば
何かそういう施設をつくっていただきたいとこのように思います。

2番目に移ります。

道路、あるいは田畑の支障木についてということで通告をしております。山間部の道路というのは、こ
れは県道も町道も含まれるんですが、非常に両方から木が茂って通行しにくい。乗用車、軽トラックぐら
いなら、まあどうか走れるんですけども、ちょっと大き目の車になると、非常に危険であるし車に傷がつ
くしという、そういう状況が多々見受けられます。それで、道路というのは大体何メートルまでぐらいが支
障木がないほうがいいというか。支障木とか、そういうのがあったらいいけんとか、そのところ何
か規定みたいなものがあるんですか、課長。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。ちょっと私も、その何メートルまでどうこうっていう数字
的なのは把握しておりません。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 例えば、今度も林道の補修か何かの予算が上がっておりました。で、そ
の現場に行くのに、あるいは大型に重機が何か積んで行った場合、大きな支障木何かあった場合、た
とえ重機をワイヤで縛っておいてもガタンと当たったときに、その重機を落としたりだとか、そういったこ

とも事故も起こり得るんじゃないかなというふうに思うんです。で、町道の場合はその上のほう木が茂っていたら、それが悪い、それが原因だということで町の責任になりはしないかと思うわけです。で、例えば、ガード、ガードというか普通4メートルか5メートルとかあると思うんです。それまでというか、まあ二、三メートルのところでは大きな木が茂っているというのは、これは絶対にあっちゃならんことだろうと思うんです。そういったところも、ぜひパトロールして見ていただきたいんです。どうでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。今御指摘のとおり、現在、最近山間部の道路に限らず一般の町道の草刈り等の要望が非常に多く寄せられています。これは一般の生活道路につきましては、昔はある程度地域で刈っていただくというような状況もあったんですが、最近はやっぱり高齢化等々で非常にそういう面がちょっとできないということで、役所のほうに要望というのは非常に多く寄せられます。それと、特にさっき言われました山間部のそういう道路につきましても、大きな木が道路にかかっているということで、これも簡単に全部切るというのが一気にはできなくて、まあ地権者の問題もございまして。とにかく、通行に支障のない範囲で一応地権者に了解をもらいまして、建設課のほうでできることについては一応対応はしていますが、なかなか十分にはまだできなくて、全部本当は現地を回って危険箇所についての把握をすればいいんですけど、なかなか十分できていないのが現状でございまして、地域からの情報に頼っているのが多分にあります。今後とも、山間部に特につきましても高所ということで、なかなか危険を伴いますのでそれなりの業者選定を行ってできる範囲、できるだけ一生懸命頑張りたいと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 先ほど吉元議員が、最低限のことしかできてないじゃないかということでしたけど、最低限のこともできてないじゃないかということになると思いますが、最低限大型が、例えば、重機を積んで通っても当たるとか、そういうことのないぐらいの高さまで切っていただきたいと思います。というのが、木というのは今現実そういう状況であっても、3年後、5年後にはまた大きくなるんです。それから、雪が降ったりするとだんだんと下に下がってくるんです。そういうこともありますし、今、手がかんやったら5年後には、なお手がかんごとなるわけです。そういうことも考えて、早目早目に手を打ってほしいんです。ということで、せめて最低限のことをやっていただきたいと思います。それから、できるだけ町長も副町長も課長も山間部のほうに足を運んで見ていただきたいと思います。で、道路のほうは一応それで終わります。

で、あと田畑の横が山になっているところというのは、非常に木が茂ると日が当たらない、そして作物ができにくいという状況があると思います。個人的に切ったりとかはしていますが、とても手が出ないようなところもあります。それから、この築上町というところは寒田の谷、それから椎田地区に行くと国見を

中心に放射線状にずっと谷があります。で、そういう本当に狭い地域を田んぼにしているわけです。再パ事業等でぎりぎり山にひっつけて田んぼをつくっております。そういうことで、非常に影が多いんです。山の木の陰になるとか、あるいは田んぼのすぐ横が山やから、そこからイノシシやシカが出てきて困るという、そういうこともあります。昔、田舎のほうの田んぼは、その田んぼの周りの山がその田んぼをつくっている地主と同じ人の大体、山になっていたわけです。そして10メートル、20メートルぐらいのところを、その田んぼのクロ、クロという表現で毎年田を植えるときに、そのクロというのを草を切ったり木を切ったりしとったわけです。それでクロ切りというんです。今でも、アゼ切ったりそこ切るのをクロ切りち言いますけども、そういうクロというのが今ないんです。だから、田んぼの持ち主と山の持ち主の地主が違って、手をつけようにもつけられないという農地も結構あるんです。それで、昔のように田んぼから何十メートルかは木がないような状況に切ったらどうなのかなというふうに思います。それも町のほうの指導で、できれば切っていただければいいなというふうに思います。町長、お願いします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは、もう本当は山の所有者と田んぼの持ち主、まあ町が何もかんもせいちゅうのは僕はこれは間違えじゃないかなと思っております。やはり山をちゃんと持っておれば、山の人、所有者がよそのうちに迷惑かければ、それは山の所有者がやるべきだと、さっきの道路も私は一緒と思います。所有者がやれないところは、仕方なく町がやっているというのが現実じゃないかなと思います。すべて、全部町がやるということは町が私はちょっと賛成しかねるんで、とにかくやっぱり地域への関係、それから山との関係という地域の、やっぱり話し合いの中でやってもらうという形にしないと、何もかも全部町がせいという形になったら、これはたまったものじゃないし、まあそのところ非常に難しい問題がございます。だから、その分そこの皆さんが税金払ってもらえるなら、金出してもらうならそこだけやりたいという話になるうけど、税金は山もないところも一緒という形になれば、やっぱりそこはそこなりにやっぱり努力はしてもらう必要が私はあるんじゃないかなと思っておりますし、まあ平たん地でも道路の草切りですかね、これはやっぱりそれぞれが田んぼの人がその横の道路は全部切ってもらっている現実がありますし、町に切れと言うてもそれはちょっと無理ですよという話は、今、多分建設課やってもらうて、私が建設課の課長のときもそれやっていたから、これは無理ですと、町が切るのはもう本当に何ていうか、1級道路というのがありますよね、そこでもたまにしかやりませんよね、実際。もうどうしてもという形で、1級道路という形になっているところは、まあ予算もないんで少ししかやれないけど、まあそういう形でやっぱり地域の村づくりの中で、やっぱりそういうのは私は対応していただきたいというのが町の本音でございます。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) わかりました。そうは言っても、再パ事業やけ県のほ場整備等をしたときに、まあそれは町主導でやったわけですから、その田んぼが山の持ち主がないとか、あるいはだれ

かわからんとかいろんなことがあるんですよ。それで、どうしても切りたいちゅうけど切れないと、そういうところがあるんですよ。だから田んぼの周りの山は、まあ田んぼをつくっている人が、無断で切ってもいいよというような仕組みができれば一番いいと思うんですけども、それも無理であろうと思いますけども、そういう条例みたいなのができればいいんじゃないかなと思います。これ以上聞くことはないんですけども、どうかして百姓、農業をしている人たちのためを思って、ぜひ少しでも前向きに検討できればお願いしたいと思います。

次に3番目にいきます。障害者の働く場をもっと確保できないかということでございます。要するに、障害者の働く場所が欲しいということで、働きたくても働く場所がないと通所、入居、そういう授産施設に入っている人たちも非常に収入が少なくてもう少しお金が欲しいと思っている人もたくさんおるわけです。で、日当が安くても、あるいは1日中働けんでもいいと、1日1,000円でも2,000円もなればいいと、そういうふうに思っている人がたくさんおるんです。もう少し欲しいと。でも仕事がない、働く場所がないと、そういう人たちにそういう働く場所を提供できないかなと思います。まあ、お年寄りに働く場所、生きがいを与えるためにシルバー人材センターというのがあります。しかし、そのシルバー人材センターは身障者を雇ってくれているのかどうかそれはわかりませんが、その人たちに生きがいを与えられ、仕事も与えられるのであれば、もっと身障者に光を当てていただいてもいいんじゃないかというふうに思うんです。町長、何かいい方法ありませんか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ、これも非常に無理の多い、まあ町が一つ身障者のための職場づくりをやるという形になればいいけど、やっぱり、さりとてそうはいかないわけです、やっぱり。だから、町の業務の一環を通じて部分的に雇う場面があれば町はこれは雇ってもやむを得ないと考えておりますけど、そういう身障者が働けるような環境といいますか、例えば、環境、あそこのいわゆるあれがありますよね、ごみの空き缶あたり。こういう物を瓶のキャップを外したりとか、そういう形ですれば私はそれは可能じゃないかなと思っております。今、シルバー雇ってるけど、このシルバーを身障者の方にかえると、そういう考え方は可能ではないかなとは考えております。そういうことで、いわゆるごみの空き缶とか、そういうところで若干私は考えていかなきゃいかんかなと思っておりますし。それから、新しい業種といってもこれはなかなかやっぱ難しいよね。何かつくってという、町というよりも国の授産施設よね、これ本来なら。国が、私は国の範疇にあるんじゃないかなと思っております。こういう障害者のための働く場所をつくるのは、国の中での、いわゆる福祉事業の一環としてですね。そして民間が、いわゆる社会福祉法人がやれば、国から補助金出ております。だから、そういうものを活用してやっていくという方向性が正しい、今のやり方ではないかな。今ここでは、一応、町も応援しているのが、豊前のあごらですかね。あそこは若干支援はしておりますし、そういう形の中であごらの前の農協の跡をNPO法人で運営しておりますし、本町の障害を持たれた方もそこで働いておるとい状況もでございます。豊前市と共同でやっ

ているのが大分ありますんで、町単独でという形になれば町の施設の中で何かそういう働くところが確保できればなあと、このようには考えております。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 授産施設等に通っている人たちも、その授産施設にそういう、例えば、いろんなところに障害がある人がおるわけですけども、使えない人たちというのが確かにあるんですね。ですから、授産施設にしてもバスで送って行くから使ってくれないかというような声もあるわけです。例えば、農業公園、アグリパークなんかの草刈りとか、あるいはフェンスに絡まった蔓ぐらいは少々、まあ精神的あるいはちょっと足が悪いとか手が悪いとかでもできると思うんです。そういうことも、ちょっと考えればできるんじゃないかなというふうに思うんです。それで本当に、今、身障者が収入がなくて困っております。それで、もう少し親身になって考えていただければ何かあるんじゃないかなというふうに思うんです。それで、町内にもたくさん、何カ所か授産施設あります。で、そういうところとタイアップしてできればやっていただきたいと思います。あとは、もういいです。どうか、そのところよろしくお願いします。

あと、4番目です。地デジについてということで通告をしております。

来年の7月からはアナログから地デジになるということでございますが、まだまだ対応ができていないんじゃないかなというふうに思います。どの地区、築上町のどの地区が電波が弱くて映りが悪いのか。そのところ、ちょっと総務課長、お願いします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。国のほうから報告を受けておる、いわゆる難視地区と呼ばれている地区は、さっきの質疑の中でも御説明しましたように、自治会としては椎田南の山本地区、それから奈古地区、こちらの2地区がそれぞれで約20世帯ずつの方々が見れない、あるいは見えにくいということになっております。それ以外に、真如寺の龍城院と中畑地区をあわせて8世帯、それから上深野地区で3世帯、櫛原地区で3世帯という数字になっております。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) その映らないという世帯は、共同アンテナというか組合に入っていないということなんですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。今申し上げた地区につきましては、地形的な要因でデジタル放送の電波が届きにくい、受信しにくい地区ということになっております。で、国のほうの対策といたしましては、世帯数がおおむね20世帯ほどあるところについては共聴施設、共同アンテナの組合をつくっていただいて、そこに全額国のほうが補助金を出すというやり方が1つございます。それと2つ目が、世帯数の少ないところについては、高性能アンテナをつけてデジタルテレビを見ていただくということになっております。この2つの方策で進めておるわけですが、地元の了解が得られなかったり

組合ができなかったりした地区については、対策困難地区として最終的には国のほうが、まあ御本人が希望すればですけども、チューナーの無償対応と衛生放送の受信するためのアンテナを無償で取りつけてくれるということになります。で、この衛星放送は現在のBS放送ということではなくて、地上デジタル放送を衛星を使って受信するという方向でございます。ただし、その地上デジタル放送というのが東京の放送局、民法の5局とNHKの放送局の放送になりますので、いわゆる地元のローカル局、ローカル放送だったり地元の独自の番組は見れないというデメリットがございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) そのBS放送というのは、議案質疑のところでも吉元議員も言われておりましたように、天気等に左右されるわけですよ。台風とか大雨とかいうときには全く映らないわけですよ。で、情報がほしいときに、要するに、今、台風どこにおるんやろうとか、そういう情報がほしいときとかいうのはまず映らないわけですよ。そういうこともありますし、アナログというのは少し雑音が入ったりピラピラしても見れるわけですよ、どうかこうか。人が動いているとか、字書いているなみたいなことはわかるわけですから、山間部の方の人たちも今まではそれで無理して見ていたわけですよ。それで、あとデジタルになるとどうしてもちょっと電波が弱いところはぱっと止まってしまうわけです。で、電波が悪いと、それからアンテナの調子が悪いんじゃないかという、下のほうにぱっと出てそれで終わりなんです。だから声も聞こえないし、全く映らないわけです。だから、そここのところも考えるならば、BSで地デジが見られるからというふうな安易な考えは、ちょっとまずいかなというふうに思います。で、議案のところでも質問がありましたように、椎田南の山本地区は今回予算が上がってするということでしたが、すぐ横の合木地区は映らないという話があるんですが、合木地区も山本地区に同じ椎田南ですから、取りこんで一緒にやるちゅうことはできないんですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。国から示された本町の、いわゆる難視地区という中にその合木地区が含まれておりませんでした。ただ、実際にはそこに住んの方々がもし見れない状態にあるのであれば、山本地区の方々と話し合いをしていただいて、その組合に入っていただくというのは可能だろうと思います。それから、あるいは別の方法として高性能アンテナをつけて見ていただくということも可能ではないかと思えます。ただ、国のほうの予算の都合で、一応、第4次募集というのが山本地区で手を挙げてやっと認められているわけですけども、これ以降の募集というのは今のところ不明でございますので、もし合木地区のほうでそういう事実が確認できれば、またNHKなり九州総合通信局のほうに連絡をとりまして何らかの対策を示していただくようお願いして要望してまいりたいと思えます。

議長(成吉 暲奎君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) ぜひ、アナログが見れなくなってデジタルになるんですから、みんなが平等にテレビが見られるように努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

.....
議長(成吉 暲奎君) それでは7番目に20番、繁永隆治議員。

議員(20番 繁永 隆治君) 私の質問は本当、吉元議員がほぼ確認したんじゃないかなと、このように思っております。半分以上ぐらい、そのように思います。それでは質問に入ります。

町営住宅について、町営住宅のすべての設備についてですね。町営住宅に必要なものの設備は、今、戸数で言えば880です、以上のものに設備はできておるのか。まあ、いろんなものを言えば水道とか、今言う火災報知機とか、いろんなものがあると思います。そういうものが整っておるかどうか、担当課長。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。住宅の設備といいますといろいろございますが、水道それから住居の中の建物関係、それから細かいとこではポストとか、それから入り口のドアとかもろもろございますが、先ほどもちょっと御説明しましたように、800戸以上の住宅の中で耐用年数が過ぎましたのが4割強ございます。なかなか、本当に入居者に満足いただけるような対応ができていないのが現状でございます。できるだけ予算を獲得し、要望にこたえるような形での整備を行っていきたいと思っております。

また、特に生活に一番身近なものというか、そういうことをやっぱ一番大切なもんから順番には整備していきたいと思っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 繁永議員。

議員(20番 繁永 隆治君) 今回の私の質問は、あえて質問に入ったということは十分に課長わかっておりますね、でしょ。町営住宅に入って家賃払っている。そういう中において水が枯れたと、緊急事態ですよ、緊急事態。もし、お宅の水は枯れて水がなかったら横の川くんでふるに入れますか、ふる沸かして。そういう事態が、この暑い時期やから毎日横の用水路から水をくんでふるを沸かしています。そういう住宅の今住んでいる人があるわけです。もし、課長、町長なり、そういうふるを沸かして、そういう水をくんで高いとこを担いで上がって、くんでふるに入れますか。飲み水もないんですよ。それは、その畑の冷泉まで毎日くみに行っている。担当課長、ちょっとお聞きします。1回でも、今、水道が。ちょっと待って。1回でも水を与えたことがありますか、その住宅に。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。済みません、ちょっと質問の内容が1回でもというのは、

今の水が枯れた住宅についての町からの供給のことでしょうか。済みません、質問の内容がちょっと。

議員(20番 繁永 隆治君) 町から水を持って行って与えてあげたかね。

建設課長(田中 博志君) 済みません。住宅の井戸が枯れてからということで、給水開始まで町から直接に給水したことはございません。

議長(成吉 暲奎君) 繁永議員。

議員(20番 繁永 隆治君) 約8日から9日間、そういう事態ありましたね。緊急事態と、私は緊急事態だから早急にやってくれと言ったですよ。何でそれを早急にやらない。その場から、本管からつないで、何のために指定業者というのが要るんですか。それを、本管からつないで表でいいじゃないですか。まあ、掘って川出る必要もないです。表から行って管をつないであげれば水は出ることやないですか。1日あればできるんです。何回行ったですかね。建設課長のところに何回行きました、私は、そうでしょ。水道課長にちょっとお聞きします。水道課長、その設備ができた日にちにはどのくらいかかりましたか、ちょっと。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

上水道課長(中嶋 澄廣君) 上水道課の中嶋です。その、水道がつなぐまでの日にちですか。月曜日に議員さんが来まして、その次の週の火曜日、今週の火曜日ですか、火曜日に給水が開始できたと思います。

議長(成吉 暲奎君) 繁永議員。

議員(20番 繁永 隆治君) そのような状態なんですよ。さっき吉元議員が建設課長にきびしくしかりをしたような気もしましたけれども、そうなんですよ。何のために机にすわっているの、何で給料もらっているの。町民にそれだけのこたえができないの。私はこの質問は絶対する必要はなかったんです。私が住宅係に行って、早く手続をしてください、早く工事にかかってくださいとお願いしたんです。あんだ、向こう向いて笑ったでしょうが。だから、質問をあえてしよるわけなんですよ。そういう管理する人が、課長なり町長なりが私が水くんでやりますよ。もうくんでいいから。その泥水みたいなくんであげるから入ってくださいよ、おふるに。どう思います。これ恐らく議会報でみんな見たらびっくりしますよ。私の担当だから私の委員会でもいいんですよ。それをあえて、こういう質問させるということは間違っている、本当に。今や880の中に、その住宅の中にこの水道が全部行き届いているか、ちょっと教えてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。現在、町営住宅におけます上水道の引き込み状況でございますが、旧椎田地区の住宅につきましては、一応、全地区上水道引き込みしています。それから、旧築城地区の町営住宅につきましては上水道の引き込みが17団地、それから団地までの、上水道の本管は来ていますが、引き込みをしていないのが5団地、それから上水道の区域外が5団地ございます。だからまだ全部、簡易水道のところは何カ所かあります。

議長(成吉 暲奎君) 繁永議員。

議員(20番 繁永 隆治君) だから、今のそういう状態が起こったところも水があったから使えたと、水がなくなったら緊急事態になった。やっぱり引いてない、本管はそこまで行っているけど引いてない。今後、私でも長く質問したくないから、今後こういう事態が起こったときに緊急事態だから1日でできるんですよ。ちゃんと地のそこ張らせんでもいいんですよ。表からあげて、玄関に持ってきちゃ来られるんですから。そういう状態が、これからできるかできないか。そこんとこ、ちょっとお聞き……。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。今回の井戸の問題につきましても、連絡を受けまして担当課としては、一応、直ちに現地に赴きました。そして入居者本人とも、一応、給水設備の状況、それから井戸から給水のための水道を引くということについて、一応、協議を行いました。まあ、水道を引くということで水道料が発生しますので、一応、本人の確認が必要だろうということで行いました。そして上水道課と協議を行いまして、水道業者を即選定いたしまして見積もり依頼等出しました。ただ、この水の何ていうか、足らなかった度合いというのが、ちょっと認識が間違っったかわかりませんが、ちょっと業者のほうからの見積もり依頼の言い方がちょっと認識が違っったのか、ちょっと3日ほどおくれまして、それで業者にも早急にこの工事をする必要があるということで道路占用とか関係ないところ。とにかく、宅地の中からだっただけですとということがかかるところはかかってくれということで指示をいたしました。ただ、なかなか実質給水開始までに3日ほど不測の事態が、日数がかかりまして、14日給水開始というような形になりました。

議長(成吉 暲奎君) 繁永議員。

議員(20番 繁永 隆治君) 私はそんな理屈聞いとるんやないんです。そんな理屈を。じゃあ何、今後そういう事態が起こったときに緊急をどういふふうに対応しますかということ聞いているんです。そんな余分なこと言うなら、そんな業者やめさせるりゃいいやないじゃない。3日も4日もかかるんやったら。じゃないですか。今度そういう、水道が本管が前まで来ていると、その井戸が枯れましたと、じゃあ水は今必要です。1日でできるから、その業者をとってきてすぐ選定すりゃいいやないです。それができますかって言う、今後どうしますかっていうこと聞いているんです。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。その給水っていうか、その状況によりけりもあると思いますが、一番命の水ですから必要な場合は給水という形をとらざるを得なんところがあると思います。その場合は建設課として、まずそういう対応はしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 繁永議員。

議員(20番 繁永 隆治君) それは当然ですよ、緊急事態です。人間、水が要る、生活にかけては水は本当に命の2番目というぐらいの貴重さなんです。水道課長、そうでしょ。これから、ちょっと私がそこ

の横のどぶ川から水くんで来ますんで、ふるに町長と担当課長に入ってもらわないかん、本当に。そうしてからわかると思います。そうせんとわからんのですよ、町民がどんだけ苦労しようか、家賃払って、そうやないですか。それと、まあ一つの設備の中でもう一つつけ加えを言いたいというは、今、町営住宅の前にポストがありますね、郵便ポスト、受けるやつが。あれが腐れて落ちている、腐れて雨が漏っている。で、大事な書類が来ている。それを濡れてから、もう字が消えているとか印鑑を押したやつが消えているとか、そういうものが見受けられるわけよ。そういうものを、私がこの前あそこの何ていうかね、何団地ですかね。(発言する者あり)そうですね、そこの団地のそのあれを設置してくださいと、その住民から言われてつけてもらったけど、そのような苦情がたくさん来ているわけです。ですから、やっぱり家賃をもらっているんだから、家賃を差し押さえするとか、保証人に払ってもらおうとかいうような言葉がどんどん出ているんだから、それだけするぐらいやったらそれもちゃんとしてやらないかん。そういうのもすべて町営住宅のパトロール、まあ早く言えばパトロール、巡回をしてですね、気をつけてもらって本当に住宅の管轄の屋根がどンドンどンドンコンクリートが落ちているところがたくさんあるわけです。そういうものも補修してもらわんと、子供に当たったら補償がかかります。担当課長、よく聞いておるですか。そんな事態ですから、今後は水は命から2番目ですから、ぜひそういうものが入ってきたときは緊急事態でしてあげてほしいと、このように思っております。町長のほうからも、担当のほうによく力いっぱい怒ってさせるように、町民のために尽くしていただきたい、そのように思います。

これで私の質問を終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これで本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす17日に行います。

議長(成吉 暲奎君) 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時07分散会